

刑 政

刑 務 協 會 發 行

第 四 號 第 六 卷

刑政前號目次

刑罰觀の移動……………卷頭言

不定期刑の執行に就いて……………大審院判事 泉 二 新 熊
法學博士

倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義……………文學士 佐々木英夫

大刑務所制度に關する考察……………司法省囑託 正 木 亮
東京地方裁判所判事

フエリの『豫防と抑壓』論……………藤井五一郎
遺棄せられたる少年の矯正に就いて……………藤井五一郎

監獄教育論……………補給囑託 大 澤 眞 吉
辯護士

海外視察談……………小 原 直

特殊技能と再犯……………教 諭 師 劉 屋 哲 公

懲罰法の改良に就いて……………教 諭 師 藤 木 法 林

シカゴ市摩天監……………

問題集……………如 是 子

常識の泉……………

省令通牒質疑回答……………叙 任 會 報

陽春に際して

新柳嫩芽を發す、陽春四月萬物悉く暢びんとす。これを政治に見るに豫算は既に議會の協賛を終りて、今や正に意義ある實行の期に入り、以て運用の妙を致さんとす。本會又昨秋以降幾多の懸案を解決して茲に陽春に入り、會計年度の新たなと共に其二三を實施せんとす。思ふに一利を興すは一害を除くに如かず、舊規を廢して新制を布かんとするには、等しく此興利除害の理法に照し、周密に參照し慎重に實施せざるべからず。

大正二年の初に於て改正せられたる協會規則の現代に適應せざるものあるは論なし。従て夙に改廢の要ありて、其遂に今日に迫る所以に付ては、幾多の事由ありと雖も、今これを述ぶるを止め、吾人は只舊規を廢し今回新に規定せられたる刑務協會規則に付、協會の事業の改善進歩會員諸君の向上發展に對し、密附行爲の目的と經濟事情の許す範圍内に於て、最善を竭しつゝあることを言明し、就中會員の慰藉表彰並に死亡、疾病、退職に關する贈與金の増率等に關し、徹衷を致したるの點を、諒せられんことを希ふにあり。

更に共済組合に關する規則の新設に付ても内外幾多の制度を參酌し、専ら優良なる現存共済組合の規定に依準し、其効果を擧ぐるに付、遠算なきを期せり、従て前述協會規則の改正と共に、會員の利福を増進するを得べしと信す。

這般行政の整理は其動搖我會員に波及し、支部長にして其職を去らるゝもの二十指に近く、張祿先生の所謂四時の序功を成すものは去る。新陳代謝は社會の通義なりと雖も、本會に於ける既往の功績に想到し、洵に惜別の情に堪へず。然れども是等の諸氏に對し朝廷特に其功を録して殊遇の途を講じ、以て其餘世に備へしめらる、是則ち功成り名遂けて徐ろに幸福なる餘世を遺るもの、個も亦人生の快事なるべし。期四月に入りて内外のいとゞ多事なるを覺え爲めに數言を卷頭に誌す。



刑 政 第 參 拾 六 卷 第 四 號 目 次

陽春に際して…………… 卷 頭 言

フエリの豫防と抑壓論…………… 本會囑託 垂水克己(四)

監獄教育論…………… 辯護士 大澤真吉(九)

倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義…………… 文學士 佐々木英夫(一四)

遺棄せられたる少年の矯正に就いて…………… 藤井五一郎(三)

指紋に關する研究…………… 藤井藤藏(六)

海外視察談…………… 小 原 直(三)

受刑者教化用書籍取扱に就いて…………… 樂鳴教誨師 小笠原覺雄(四)

受刑者の賞罰に就いて…………… 教 誨 師 吉田 教靈(四)

受刑者に印せし活動寫眞の反響…………… (五)

近時漫言…………… 日比谷散人(五)

第五十二回亞米利加刑務協會總會に於ける日程…………… (五)

話 の 種…………… 門 外 漢 (六)

行 刑 統 計…………… (六)

常 識 の 泉…………… (六)

叙任——訓令——彙報——會報



フエリの「豫防と抑壓」論 (承前)

本會囑託 垂水克己

(四) 豫防と抑壓

「以上述べたる諸種の實例は之を編纂すれば「刑法」と相對する一部の「犯罪豫防法」となるであらうが孰れの實例も一として如何に犯罪の社會的要素が重要にして、是れが社會組織の各部分の相互的牽聯活動方法の如何に原因してゐるのであるかを語らぬはない。是等の實例は犯罪の社會的要素を變更しさへすれば如何に有效に、然り法律よりも有効に他の犯罪要素の勃發の範圍内に於て、即ち犯罪飽和律 (the law of criminal saturation) の範圍内に於て犯罪の増進が矯正せられるものであるかを示すものである。宜なる哉クトレト (Quatenus) は曰く「年々歳々行はるゝ犯罪は吾人の社會組織より生ずる避くべからざる結果なるが如し、又犯罪は其原因が改められざる限り其數を減ずることを得ず、故に立法者の職分は是等の原因を認識し能ふ限り之を絶滅するにあり」と。但し是の事はすべて刑法の領域外で實行せねばならないことを忘れてはならぬ。斯う云ふと一見異様に聽えるかも知れないが然し歴史と統計の實證する所を觀、又現象を直視するならば、犯罪豫防の主たる役目は經濟的政治的及び行政的秩序の諸法則が演じて居るのであつて刑法は犯罪の豫防には效能最も尠きものであることを知るのである。洵にエロロ (Elo) の言ふが如く「刑罰の役目は純消極的のものであつて最末位に屬するに過ぎない。刑罰は個人の内部及び環境に於て働らきかける所の犯罪の機會を等閑に付

してゐるものである。刑罰が少しでも犯罪を防止するとすればそれは微弱な犯罪衝動の迸出を一時阻止する位のことにと過ぎぬ而も尙ほ此衝動は稍ともすれば溢流しようとするのである。更に立法者は刑法法典に於て現在の方角を變更し犯罪と犯人とに調和する罰金をもつと擴充する必要がある。罰金は監禁に比すれば強暴直接ならず而も其効果は一層的確である蓋しマキアヴェリ (Machiavelli) の言ふ如く人は自己の生活を棄てるよりも却つて所持金を手放す方を難んずるからである、又罰金は其適用簡易にして經濟的なることも思はねばならぬ、罰金は多額に之を徵收し以て國家及び犯罪の被害者に賠償することが出来る。最後に罰金は成金 (ready cash) に夢中になることに對する眞の治療法である。但し立法者は刑事統計の教ふる所に従ひ彼の寧ろ有産階級を行ふ犯罪には罰金を科してはならぬ「雇はれ暗殺者」の如き——廣く言へば對人的及背德的重罪——破産、文書偽造、不法暴利、賄賂、公金私消、公權濫用、公文書竊盜、決闘——の如き重大事件には適當なる體刑を認むべきである。判事には貧民の事件に於ては罰金を減額する權限を與へねばならぬ。之を要するに立法者は科學的經驗に基づき刑法よりも遙かに多く犯罪の發生を豫防する力を持つてゐる所の社會改革を實現せねばならないのである。立法者の本分は社會を健康體に維持して行くことである。故に彼は醫者と同じ方法をを行はねばならない。即ち出来るだけ少く最後の極端なる場合にのみ且つ最も嚴正なる必要の範圍内に於て手術の強力手段に訴へること、せねばならぬ、事後に施す救濟法の不確實な價值を過信することなく平素より安全な衛生方法を講ずべきである。社會防衛の爲めには、又國民の道德向上の爲めには、犯罪の社會的豫防手段が少しでも進歩するならば百の刑法々典を發布するにも優る價值があるのである。吾人は惡の鎮壓を誇るの愚を學ぶべきではない。若し法律が社會より不可分のものなりとするならば法律が暴力を以て臨むと云ふ事自體既に必然的に犯罪を包含してゐるものでなければならぬ、ベンザムが「權利義務の創造は犯罪の創造に等し」と謂つたのも此意味である。

(五) 犯罪は避け難し

「すべての有機體と同じく社會と謂ふ有機體にも避け難い軋慄がある。秩序と、沈頓した卑屈な國民の無精無感覺な死的無事とを混同し一葉の戦ぐを見ても競々として警察や裁判所に訴へ出づる如きは不合理の甚しきものであつて、凡そ社會秩序は集合的有機體の總ての部分に於ける激動や軋慄を完全に除去し得るものではないのである。爲し得べきことは唯だ犯罪の激動や軋慄の多少に拘はらず之を最低限にまで引下けることに止まるのである。而して刑罰は此目的を達する爲めの最も有效な最も適當な手段であるとは到底謂へないのである。

「余の説に反對する者は曰く汝の提案に係る代刑手段の或ものは既に實際に施されたり而も犯罪を防止せざりしに非ずやと又曰く或制度を廢止せば犯罪も亦無きに至らんと云ふが如き單なる其れのみ理由より或制度を廢止するが如きは不合理に非ずやと。私は第一に答へる、一體代刑手段は犯罪の性質如何を問はず悉く之を不可能ならしめんとする如き不合理なる事を目的とするものに非ず、犯罪の原因を減少せしめ以て完全に近く(或は遠く)犯罪其ものを防止せんとするのである。例へば、見捨られたる少年を保護する手段を講じてそれで犯罪人が無くなつて監獄が閉鎖される様にならんとは謂はぬ然し乍ら之によつて現代の刑法が流れ廣まるゝに任せてゐる犯罪の幾多の源泉を大なる程度に於て盡きさせて終ふことが出来ると謂ふのである。世人は社會の紊亂を救ふにはたと禁止や刑罰を亂發するの外なしと誤信し必ず再發すべき結果を見ることなく又犯罪の原因を探究して之をミヤめ或は少くも間接手段を執つて之を弱めそして出来るだけ之を輕い罪にしようとするをしないが、是は大なる幻覺である。代刑手段の實施は習慣や傳統や利害の相反やを打破せねばならず而も此等は實に莫大の勢力を占めてゐる、之を思ふだに其實施の困難は察せられる。代刑手段は單獨に實施せらるゝことなくあらゆる代刑制度が相呼應し提携一致して改革を行ふに非ずんば價值少く完全なる理想の

到達は六ヶ敷いのである。

「余の唱ふる代刑手段説の長所は決して箇々の此手段が良いとか彼手段が良いとか云ふ實行的價值にあるのではなく。此説の目的此説の精神は「刑法は社會の病的現象を避くる唯一無二の手段なり」と云ふ様な傳統的な考を一掃し或は少くとも弱めるにある。

犯罪を豫防する爲めには其原因を探究せねばならぬ即ち刑事人類學刑事社會學及び犯罪の自然的原因を知ることが要する。殊に立法家や爲政者は之を知つて立法し行政し社會改革を行はねばならぬ。然し茲に最も緊要なることがある、夫れは犯罪の豫防は刑事學者の義務なりてふことである。

(六) 犯罪は病の如し豫防を要す

「犯罪は種々の原素より生ずる自然現象であると共に、犯罪飽和の定律があつて之によつて身體的及び社會的環境は遺傳並に生得の性向及び機會的衝動と結合し必然的に犯罪の割前(Quota)を決定する。自然的秩序の中に在つては或國民の犯罪に影響を與へる事物は其國民を構成する個人と土地との狀態である。社會的秩序に在ては經濟的行政的及び民法的狀態であつて是等の影響は刑法よりも廣く且強い。犯罪に對しては其自然的及社會的原因に遡り社會的豫防的防衛(Preventive defence)を講ぜねばならぬ。

「余は敢て刑罰が犯罪を防ぐ堤防なることを拒まうとはせぬ。然し此堤防が弱くて役に立たぬことは確かである。悲惨な永年の經驗は物質的堤防は河川の氾濫を禦ぐに足らぬ殊に河川が最も怖るべき勢に在る瞬間に於て左様であることを吾々に教へ統計は一朝社會的環境が犯罪の危険なる萌芽を發現せしめた後は刑罰は其壓力に對し甚だ頼りない抵抗を爲すに過ぎぬことを證明する。惡を爲したがる傾向をも有せず又惡を爲すべく強いられぬ人々に對しては刑罰は平

地より低い河川に對して築いた堤防の如く全く無用の案山子に過ぎぬ。洪水に抵抗する最も的確な手段は、水源地に殖林し、河底を深くし、河口を改築するにある。犯罪を社會より防衛せんとするならば、心理學、社會學の自然律を基礎とした代刑手段、即ち番に人間のなるのみならず、古代刑罰の武器よりも遙かに有效なる代刑手段を用ふるの聰明なるに、若くはないのである。

フェエリの議論は以上の如くである。彼の説の恐るべきは單なる感情論若くは彼一個の哲學に非ずして自然と人間性と社會とを厳正に科學的に直視した結果たる無理のない實證論なるの點にある。彼は此實證論の基礎の上に立つて反覆刑罰の効果を過信すること勿れと警告するのである。洵に累犯者の増加と出獄後問もなき再犯とは從來の刑罰の無能力と社會の缺陷、換言すれば、刑政改革と社會改革の必要を語つて餘ある。勿論、刑罰以外の犯罪豫防手段に關するフェエリの此提唱は一般豫防に就ての説ではあるが同時に又保安處分、免囚保護の如き犯罪の特別豫防と云ふ事を考へつゝある人々に取つても其基礎觀念の上に有力なる反響を齎らす裨益多き議論であると私は思ふ。最後にフェエリの此説は犯罪及其豫防の事は社會より、もつともつと重んぜられなくてはならないことを力説しつゝあるものであることは何人にも明瞭であろう。(完)

監獄教育論 (承前)

輔成會囑託 辯護士 大澤 眞 吉

第二項 命令及び禁止

命令とは父母若くは教師が兒童に或る行爲を爲さしむることにして、禁止とは或る行爲を爲さざらしむるを云ふ。故に命令及び禁止は共に實行を強要する性質を有するものにして、是れ即ち訓諭と異なる所なり。

命令中には必ずしも道德的のもののみならず、反道德的の傾向も亦存在するが故に、其の反道德的傾向に對しては之を命令し、若くは禁止し以て善導せざるべからず。訓育上命令禁止の價値に就き大瀨博士の説明を援用せんに、曰く、從順であつてよく大人の命令禁止に服することは、少年の務めである。或る人は近時の教育が此の點を過重し個性を輕視することを非難するけれども、吾々は教育上決して少年の從順の風を養ふことを怠ることは出来ぬ。少年は自然の模倣性や尊敬心を有つて居て大小の言行を模倣する傾きがあるけれども、他方に於ては主我性に富み、他人に抵抗し、我意を張らうとする傾きもある。若し此の性が強くして模倣性や尊敬の念を壓服するやうであると、教育は最早行はれぬ。前に述べた通り、幼者の克己の精神を惹起し從順の氣風を生ぜしむることが他の良習慣の基礎となり實地生活の道を知らしむるのであるから、正理に基いて命令し、不良の行爲を禁止するは教育者の當然な責務ならぬことである。權威が良く行はれ命令禁止の有効であることは實に教育者に主要な資格である」と(大瀨博士著「改訂教育學講義」)

監獄に於ては此の命令禁止が頻發するの傾向なきに非ず。是れ蓋し教育と行刑と常に混同するを免れざればなり。然

れども訓練は自律的なるを以て終局の目的となすものにして、命令禁止の如き干渉的訓練は寧ろ變體なるが故に眞に已むことを得ざる場合にあらざれば、之を行はざる様注意するの必要ありと信す。

第三項 懲罰及び褒賞

懲罰とは不當の行爲又は不良の性質を矯正せんが爲め、教育者の發したる命令若くは禁止を遵守せざる者に對して故らに加ふる所の制裁を云ふ。蓋し示範、訓諭、命令、禁止等の訓練方法に依り、更に其効果を奏せざる場合往々是れあり。此の場合には教育上に於ても懲罰を加へて矯正するの必要あり、大瀨博士の懲罰論を援用せんに、曰く「教育上懲罰を不要たらしむることは吾人の理想とすべき所にして、若し完全無缺の教育者ありせば、其の自然の愛情及び威嚴は能く生徒を服せしめ、其の命令禁止の言は威嚇を伴はずして容易く實行せられん、然れども是れ未だ實際に於て殆んど望むべからざる事にして、取扱ふ少年の如何に關せず、常に能く斯くの如く成功することは人のよくする所に非ず。されば吾人は教育者に對して、時には嚴格強硬なる手段を用ひ、多少人工的に其の威力を保持することを許さざるを得ざるなり。頑固なる生徒教師の命令禁止に服せざることあり、従つて智育又は美育又は德育上の目的を阻害することあらば、已むを得ず強迫を加へても之を服従せしめざるを得ず。是れ生徒のため又他の生徒のため必要とする所にして、生徒は是によりて悪行を止められ、正しき行爲に歸らしめらるゝのみならず、威力及び制裁を感じしめ、以て良心を發展せしむるに至る。故に懲罰は一方には教育者の命令禁止の力を強大にし、生徒をして常に其行爲を適應せしむることにより教育者の陶冶上の施設を容易にし、他方には不當の行爲に不快、苦痛の情を伴はしむることに由りて其の不可なることの記憶を強め之を拒避する傾きを進め、又或行爲に對しては上者より避く可からざる制裁の來たることを知らしめ、以て世には正理の犯すべからざるものあるを覺り、敬畏の情と義務的精神とを發せしむるものと云ふべし」と(大瀨博士著新撰教育學)監獄法第五十九條に「在監者紀律ニ違ヒタルトキハ懲罰ニ處ス」とあり。受刑少年が教師の命令

又は禁止に服従せざる場合が此中に包含するは勿論なりとす。

褒賞とは故意に快感を與へ、善良なる行爲を獎勵せんとするものにして、益々善行を助長し繼續せしめんとする積極的方案なり。而して褒賞の可否に就きシュライエルマツヘルの如きは「賞與は動機を腐敗せしむる以外何等效果なし」と云ふ。其の意蓋し道徳は正義を目的とすべきものにして、賞罰を目的とすべきものに非ずとの謂ならん。然れども多數の教育家は苟も其の方法宜しきを得ば褒賞も亦懲罰の如く相當の效果あるものなりと云へり。監獄法第五十八條には「受刑者改悛ノ狀アルトキハ賞遇ヲ爲スコトヲ得」賞遇ノ種類及ヒ方法ハ命令ヲ以テ之レヲ定ム」とあり、又監獄法施行規則第五百二十二條に「賞遇ヲ爲ス可キ者ニハ賞表ヲ付與ス可シ」とあるの外教育に關する褒賞の規定なし。而して此等監獄法規の賞遇規定は行刑の方面より觀察し、其效果の顯著なる者を賞遇するの謂にして、教育の方面より觀察せしものに非ざれば、縱令教育上其の成績の顯著なるものもあるも、之に對して賞遇するを得ざるべし。之れ蓋し法規の豫想せざりし缺陷なり。然れども受刑者に改悛の狀を生じたりとの事は其精神作用に由るものにして、斯かる精神作用は教育の力に依る故に、教育上より認められたる善事は自から褒賞せらるゝの理なり。

第三節 養護

養護とは身體の健康を増進し、發育を助長するの目的を以て兒童の身體を保護し、鍛練するを云ふ。蓋し教育は人格を完成するを以て其の目的と爲すものにして、人格は心身の融合體なるが故に教授訓練に依り心性を陶冶すると同時に身體の發達を企圖せざるべからず、是れ即ち養護なり。

養護には消極的と積極的の二方面あり。消極的の方面とは被教育者の身體を保護し、危害を除き疾病を豫防するに在り。積極的の方面とは兒童の身體を鍛練し、強健ならしむるに在り。是れ主として身體の運動に依る、其の運動は吾人の精神及び肉體に多大の影響を及ぼすものにして、越智醫學博士の舉示せしものを左に援用せん。曰く、

(イ) 血液に及ぼす影響 適當なる運動は血液の性質を改善する。殊に赤血球の数を著しく増加し、「ヘモグロビン」の含量又加はる、屢々高山に登り或は高地に滞在して適宜の運動を営む時は其の影響特に著明である。但過度の運動は血液を消費する事徒らに大なるが爲、却つて障礙なることは最も注意を要する。

(ロ) 循環系統に及ぼす影響 適當なる運動は心臟を鍛練して疾走勞働等に對する抵抗力を増加せしむるのみならず、諸種心臟疾患に對する豫防となる。又萬一罹病することあるも耐久力及び恢復力共に大である。

運動中及び運動後に於ては、一般は心搏數加はり、平常の三分の一又は三分の二を増す事多く、血壓も亦増進する。但し其の度は運動の種類程度等に由り異なること勿論なるも、一般に心臟の弱き人程變化激しく、強健にして鍛練せられたる心臟にありては變化少ない。普通一般の人々に在りては、短時間内に非常に激烈なる運動を営むは賞讃すべきでない。何となれば循環器系統に異常亢奮を與へ、過激なる活動の結果却て病的たらしめ、甚だしきは遂に仆るに至るからである。彼の人道を無視したる長距離競走に際し、賞品獲得の一念に驅られて遮二無二競争の極、心臟麻痺を起して死するは往々にして見聞する所である。斯くの如きは實に運動の主旨を没却せるものにして、主催者出演者共に注意すべき肝要事である。

(ハ) 呼吸器に及ぼす影響 適度の運動を営む時は呼吸筋を發達せしめ、胸廓を擴張し、新陳代謝を促進するのみならず、又諸疾病の原因を除去し得る。例へば肺炎に於ける血液淋巴等の循環を佳良ならしむるに由りて、自から結核菌の如き病原菌の侵襲に對し抵抗力を増加する如きである。反之運動若し激烈に失する時は、血液中の炭酸が急激に増加し呼吸中樞の刺激せらるゝ事大なる爲め、呼吸は非常に頻數となり、早く空氣中の酸素を攝取して體內組織に供給せんと努力する。然れ共運動の餘りに烈しき爲め、漸次酸素の欠乏と炭酸の過剰を來し、遂に昏睡状態に陥り、甚だしきは死に至るのである。

(ニ) 消化器に及ぼす影響 適度にして愉快なる運動は胃の蠕動を促がし、胃液の分泌を高め、腸に對しては蠕動を適宜ならしめ、腸液の分泌を増し、便通を整へ、食物の吸収を盛ならしむる、其他肝臟脾臟等の消化腺を刺激して消化液の分泌を高むるのである。

反之過度の運動、特に食事直後の激烈なる運動は有害である。之れ血液が主として筋肉に集注され、胃腸其他の消化器が血液の補給を受くる事少なきが故、消化液の分泌を減じ、食物の消化吸収を障害するが故である。故に食事直後の激烈なる運動は嚴禁すべきである。

(ホ) 骨格及び筋肉に及ぼす影響 適度の運動は骨質をして緻密且つ堅靱と爲らしめ、又骨の長さを増加せしむる。其他脊柱下肢等が動もすれば不正なる形狀を呈せむとするの傾向を匡正して、姿勢を正常ならしむる効果がある。筋肉に對しては脂肪量を適宜にし、栄養を佳良ならしめ、彈力を豊富ならしめ、反應を鋭敏にして其作業力を高め、持久力を増し收縮力を大ならしめ、又作業性肥大を來さしめて、隆々たる筋肉を實現せしむる、關節に對しては常に圓滑なる運動性を保有せしめ、老後動もすれば強剛に傾かんとするを豫防するのである。

反之過度なる運動は諸種の障害を惹起せしむる。即ち骨に對しては動もすれば骨折の危険に傾せしめ、或は其生長を要する。元來骨の彈性率は平均四十歳の頃最大にして、老人に至る程小となる。故に老人の過激なる運動は殊に注意を關節は脱臼炎症等に罹り易くなるのである。

(ヘ) 神経系統に及ぼす影響 適度の運動は消化吸収の率を高め、血液の循環を完全ならしむるが故、神経細胞の榮養を佳良ならしめ、精神的活動を高むる。即ち刺激に對する反應時間を短縮せしめ、調節力を高め、意志力を強め、且つ快活、沈着、自信、勇氣、注意力等を養成し、剛毅、果斷等の精神を養ひ、小にしては各自の奮闘的精神を培ひ、大にしては國民の元氣を奮起せしめ、興國の大氣運を勃興せしむるのである。但し過度の運動は精神力を消耗し神經衰弱「ヒステリー」其他の病的現象を起さしむるのである。又運動の眞目的に叶はざる運動法は常に個人の美德を損するのみならず、遂に國家の衰滅を來すの恐れがある。彼の羅馬衰亡の如き其適例である。

(ト) 泌尿生殖器に及ぼす影響 適度の運動は尿排泄作用を高め、生殖器の機能を正常ならしむるの效がある云々と(越智醫學博士著生理學解説) 學校教育に在つては積極的鍛練に重きを置き、其方法は(一)體操(二)遊戯(三)手工及び農業實習等の作業なりとす。

倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義

倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義(二)

文學士 佐佐木英夫

第三章 刑罰の意義

第一節 刑罰と云ふ文字

第四章 刑罰責任の意義

第一節 宗教上に於ける刑罰責任の意義

第二節 行刑上より見たる刑罰責任の意義

第三節 結 論

第五章 結 論

第三章 刑罰の意義

第一節 刑罰と云ふ文字

刑罰と云ふ言葉は英語では Punishment と云ひ、獨逸語では Strafe と云ひ、佛蘭語では Punition と云ふのは其の譯である。然かし東洋にも刑罰と云ふ觀念も文字もあつた。説文によれば「勅到也、从刀、弁聲、勅到也、从刀、刃聲」とあり其の註に「按、勅者五罰也、凡刑罰、典刑、儀刑皆用之、勅者到也、横絶之也、此字本義少用、俗字乃用刑、爲勅罰、

典刑、儀刑字、不知、造字之恒既殊、云々、之によつて之を見れば、刑は非と刀との二部から出来てゐて、刀で人の頭を切つて秩序を正すと云ふ意義である。即ち刑法の意義を以てをる。これから模範と云ふ意義を生じ、遂に典型儀形などと云ふ語を生じ、隨て其の通用上の意義、法の字と能く似てをるので、刑の字も亦常に法の字と同じく「一般法則」などと云ふ意義に用ゐられ、ノツトルなどと云ふ時には法の字と互に用ゐられるやうなこととなつた。(二)而して我國古代に於ける刑罰が戒の意義であつたことは犯罪の所で述べた通りである。

註(一)廣池博士東洋法制史十一頁、十三頁参照、尙博士は説文によれば「型、鑄器之灑也、从土、刑聲」とあり。其の註に「以木爲之、曰、模以竹曰、範、以土曰、型、引申之爲、典刑、段、借刑字爲之、俗作、刑非、是、詩毛傳屢云、刑法也、又或段、形爲之、左、傳引、詩形、民之力、而無、解飽之心、謂程、量其力之所、能爲、而不、過也、云々」と述べ、故に刑の片は弁に作るは非にしても弁に作るなり。且は即ち刀なり、故に是より推して考ふるに、刑は刀を以て人の頭を切りて秩序を正すと云ふ意義を含むもの、如し。と説き、進んで荀子の經國篇を引用して「刑正、金錫美、工治巧、火齊得」の増註に「刑與形同、泔法也、刑范鑄初規模之器也、火齊得謂生熟齊和得宜」とあるは信に近き説なり、と解き最後に韓非子の二柄篇を引き「善、合刑名」の註に、張榜曰、刑當、作形、增、刑形通用、下多有之、皆假之とあるは、荀子増註と同一にして刑は形なりカタと云ふ義なりとの事なり」と結んでゐる。

註。荀子國子解上五九四頁、及韓非子國子解上二二八頁参照。

第二節 倫理學に於ける刑罰の意義

倫理學上に於ける刑罰は制裁である。制裁と云ふ言葉は束縛された活動 The Act of binding) 又は束縛するのに役立つ (what which serves to bind) と云ふ意味をあらはす Sanctio) と云ふラテン語から來たものである。それで法律上から云へば勿論刑罰を恐れるから善行を爲し又は悪行をしないのであるとも解せられるのである。この點に就てベンザムの説倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義

倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義

を紹介すると左の通である。

- 一 肉體的制裁 (The physical sanction)
- 二 政治的制裁 (The political sanction)
- 三 社會的制裁 (The social sanction)
- 四 宗教的制裁 (The religious sanction)

そして肉體的制裁と云ふのは生理的のものであり、政治的制裁と云ふのは國家刑罰の制裁であり、社會的制裁と云ふのは社會の輿論の制裁を云ふのである。そして宗教的制裁と云ふのは悪行爲をしたものは地獄に墜ちると云ふ恐を意味するものである。

所が若し人が衛生を重んじて行けば健康といふ良果を得、又國家の法律を守つて行けば、國家安全の美果を來し、社會の秩序を重んじて行けば善い評判を得、又宗教上よりは善行の結果として天國の慰安と積善の家には餘慶ありと云ふ善い結果を生ずるのである。この點は前の消極的なるに反して積極的である。

然るに制裁は行爲に取つては外部的であるし、制裁を恐れて爲した行爲と正しい行爲とは同じではない。要するに自律的制裁でなければ何にもならないのである。であるから刑罰も亦一つの外部的制裁である以上この批評を免れるものではない。

しかし外部的制裁も全く價値のないものではなくて教育的價値がある。先づ行爲に就て用心深くなるし、又説得的價値もあるし、善良な人にして働くべき筈であることを知るに至らしめる手段ともなるのである。要するに外部的制裁は眞の制裁への階梯である。だから倫理的意義からすれば國家の刑罰は自己内心の眞の内部的制裁への階梯なのである。

此に於てが倫理學上からすれば何故に善ならざるべからざるかの間に對しては只自己の理性が命ずるが故であるとの答を爲すより外はないのである。

Dr. Jeremy Bentham, An introduction to the principles of morals and Legislation, 1789, (Oxford University Press) 2nd ed. pp. 101-104

Ch. III. Of the four sanctions or sources of pain and pleasure.

M. H. Mulheal, g. H. 4. the Sanction of morality. Pp. 101-104

Johnson, Pp. 140-147.

Ryland, Ethics an Introduction manual P. 54

中島博士英國功利説の研究三三頁、

大正十一年四月、日本大學發行日本法政新講所載拙稿行爲の制裁を論ず參照

第四章 刑罰責任の意義

第一節 宗教上に於ける刑罰責任の意義

宗教上の刑罰は贖罪 (expiation) と云ふ觀念である。此の點に關しガロアローは次の如く述べてゐる。
ある古代人民の中で不正行爲の等價 (the idea of equivalence to the injury) と云ふ觀念は、不正行爲を聯想すると共に、よつて贖罪の觀念を高めた。同様なことが近世の原理の基を爲したのである。犯罪によつて起つた所の傷害は犯罪者自身の靈魂に於てすらも、自分を苦しめると云ふ手段以外では修繕し得ないと云ふことである。苦難のみが弱者を清淨とすることが出来る。即ちそれは罪の必然の結果である。苦難は良心の呵責 (reproof) を經驗する所の人々の悔恨 (repentance) を

倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義

倫理學上より見たる犯罪及び刑罰の意義

に貢献する、而してそれのない人々にその情操を起させる。かゝるものは古代セム人及び印度人中にあつた刑罰の概念である。即ち教會法 (ecclesiastical law) 及び中世を通じて流行した概念である。而してプラトーン及びカントの哲學中で最も高い科學的表明を有する所の概念である。と(一)

そして基督教の贖罪とは人類を罪惡より救ひ出して神と和合せしむる基督の救濟事業を合理的に解釋せんとするものである。詳言すれば、罪惡の爲めに疎隔された神と人との間に立つて、基督が兩者を和合せしめる事實を假定し、此の事實を如何にして合理的に解釋するか、贖罪論の問題となるのである。而してイエスの死が神に對する人の態度を變化せしむるものか、或は、人に對する神の態度を變化せしむるものかに就て在來からの贖罪論は二つの傾向に分たれるが後者に傾くものは刑罰満足説の如き客觀説であつて、前者に傾くものは道德成化説の如き主觀説である。近代の贖罪論は大體に於て主觀説に傾いてをる。

註岩波哲學辭典四八六—四八七參照

第二節 行刑上より見たる刑罰責任の意義

行刑上より刑罰を見れば、古代にあつては犯罪者に同一の刑罰を課したのである。だから刑罰は犯罪に適したものであつて、犯罪者に適したものではなかつたのであるが、近時にあつては犯罪者の研究の行き届いた所から同一犯罪に對しても犯罪者によつて刑罰を異にすることとなつた。此の事に就ては或は主觀主義(犯罪主義)客觀主義(犯罪主義)或は意思必至論 (Determinism) 或は自由意思論 (Indeterminism) などと云つて甲論乙駁其の停止する所を知らない程である。然し吾人を以てすれば品性の構成の要素が遺傳環境及び意思であることを認める以上犯罪者も亦この三要素によりて左右せられることを認めるものである。此の意味に於て牧野博士一派の主觀説即ち犯罪人主義は客觀説即犯罪主義よりも一層實際的のものであると思ふのである。而して犯罪の責任論に就ても犯罪者の責任よりは犯罪の社會責任が高潮せられるやうになつた。(二)

註 (一)谷田博士著犯罪と犯罪人三四八頁—三五〇頁

Enrico Ferri, the positive school of Criminology. Pp. 21, 23, 24, 36, 38

Arschke, Nix. Ethics III, V2 and 20.

McCormell, social Responsibility and social Constraint P. 93-104.

拙稿社會學之進歩所載犯罪之社會責任論三五七頁、三六四頁

(二)谷田博士同上三五二頁

McCormell, P. 303

拙稿同上三六四頁

第三節 結 論

之を要するに犯罪者となるのは人類固有の缺點や社會組織の缺陷からするものであるから、犯罪者は咎むべきよりは其の原因を恨まねばならないのである。だから刑罰責任の公正はマツコンネルの云ふが如く、社會的實效の問題であつて、道德上適法であるのではない、社會的實效が主なる問題であるとすのは近時法律學者の通説とする所である。一般の倫理學者は今も尙刑罰責任の根柢を自由意思に置くのである。而して其の此處に至る所には倫理學者は『ベキ』(Catho)を解き犯罪學者は『アル』(sein)を解く。だから甲は自由意思説 (Indeterminism) となり、乙は決定説 (Determinism) と爲るのである。然るに乙は犯罪が行爲なることを忘れ、甲は犯罪者の人格に不完全なるものあることを忘れたのである。即ち理想論であつて實際は忘れたものである。然り犯罪は犯罪者によりて其の原因を異にするものである。即ちある人にあつては遺傳が其の主なる原因であり、又ある人にあつては環境が其の主なる原因であることもあり、又ある人

には意思が其の主なる要素であることもあらう。是蓋し同一犯罪に對する刑罰が或は死刑となり、或は執行猶豫となる所以である。だから學者は實際上犯罪人主義即主觀說即所謂保護說を取らなければならないのである。然しこれによりて自由意思説が破れたと云ふ理にはならずして『ベキ』より云へば何處までも意思を第一の要素とすべきである。是蓋し刑法四十一條の精神解釋よりするも當然のことであつて、意思なき所に行爲なく又犯罪もないのである。而して犯罪人主義は刑罰に對する實效より起つたものと云はねばならぬ。

註。牧野博士著現代文化と法律二七三頁——三五七頁參照

第五章 結

論

上來章を重ね節を追うて論述したが、要するに犯罪は理論からすれば犯罪者の惡行であるが、事實上は社會の病的現象（こ）であつて、一般行刑學者が實際上自由意思説のみを取ることが出来ないとしたならば、即ち意思よりは環境に重きを置かざるを得ないとしたならば、之を救濟しなければならぬのは論理の當然である。（三）既に救濟しなければならぬならば局に當るものは教育主上主義を取らなければならぬ。これ犯罪防止の見解より見たるものであつて遺傳や意思よりも環境を重する所以である。而して救濟方法の優なるものは第一を職業教育とし第二を精神教育とする。既に職業教育によつて富を得、精神教育によつて徳を得れば、此に福徳圓滿なる境地を得て以て人格の完成を成すことが出來よう。此の意味に於て尙書に「罰懲、非死、人、極、千病」とあつたり、後漢書に、「刑罰者治世之藥石、德教者興平之梁肉也、夫以三德教、除殘是以三梁肉、理病也以三刑罰、理平、是以藥石、供養」とあるのは、全く吾人と其の見解を一にするものである。

註（1）Danteo Ferri, the positive school of Criminology, Pp. 93-93

To sum up, Crime is a social phenomenon, due to interaction of anthropological, hereditary, and social factors

(1) Jibit, Pp. 86-87.

(2) 尙實證論の批評は稿を改めて爲さうと思ふ。

遺棄せられたる少年の矯正に就いて（承前）

判 事 藤井 五一 郎 譯

異常な 兒童に對し特に効果を及ぼす重大な方法は、外部の慣習を利用して其内の生活に作用させることである。慣習の利用は生活狀態の外見的の清潔及秩序に關係ある習慣に總べて適用せられる。有名なる黑人教育家 Trotter, W. Williams 其自叙傳「奴隸の向上」中に「彼は黑人の兒童を教育するに當つて、外部の清潔習慣が教育上重大なる効力があることに特に重を置いた」と云つて居る。そこで彼は黑人の娘等に齒揚子を作はせる様にしたことは重要な功績の一つであると認めて居る。第一の階段として先づ二人の娘に共同で一本の齒揚子を持たず、そうすると次には各人別々に揚子を要求するに至るのである。齒揚子の使用は自尊心の發育とには内心的關係が明かに存するのである。塊太利の一説教師は報じて曰く、「彼は其村で名譽と貞操の保持に付いて力強い影響を及ぼした。其方法は彼は學校で常に人は皆威張るが良いと警告する。威張るが爲めには如何にすれば良いかと兒童に訊ねると、兒童は清潔なる衣を着け上から下まで清いな容貌をして磨いた靴を穿き、そして家庭に在つては貯蓄すれば良いと答へる。彼れは如何なる様子で兒童が學校に這入つて來るかを好く注意して見て、貧しき兒童には其入學の時に貯蓄する様に金を與へる。そして月々に其決算を求め、巨額の貯金票を所持するといふことは卑しき者共に取つては其輕辛なる心を矯正する爲めに普通に百の説教をするよりも其効果がある。彼は十六年間如斯にして少年等を感化した。それが爲め彼の受持區には不義の小供は少しも居なくなつた」と。

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

内的生活に外部の補助方法を利用することは教會に於ける一つの古い傳授である。それは最初 *Enslavement* により後には又 *Training* により熱心に唱へられたのである。此傳授は悔懺者が教會に入る際に、外觀を新にすること例へば新らしき姓名を名乗り、又は新なる衣服を着けて過去から別れて新なる生活を始めることを表はす點に存するのである。斯る慣習が適切に行はれて居ることは *missionary* の醫者が *missionary* の僧院の教育場に付いて報じて居る報告に依つて認められる。即ち「人世行路の不潔と危険は僧院の入口に残る今や、賤しきより尊き上る。僧院に入るに當つて先づ第一に沐浴して身體を清める、新入者は單純なる清潔な院の衣服を着けて古い裝飾品は取り去られる、名前は改められる、それが爲めに新入者は心から新生涯に入る。墮落の深淵に至る道は既に彼の背後に在る、過去の追想は去つた、新なる環圍氣が其心身を取巻く彼の清淨なる呼吸中には其新なる全存在が自由自在に氣を吐いて居る」と述べて居る。

外部の習慣を如く利用せむとする徴象主義が教育に及ぼす價值は非教會的の保護院でも又一層注意されて居るところである。

終りに一見した所では、第二義的ではあるが而し重要なことがあるのでそれを注意して置う。其犯せる罪を讀み再び最も善良なる希望を以て其生活に復歸せる多くの若者は、他人の嘲笑、輕侮に非常に其心を引かれ、失望し、遂には折角努力して得たる自尊心と快樂を再び失ふに至るものである。故に學校で授業の際、又は其他適當なる機會に少年等に對して道德的に墮落せる仲間者に向つて取るべき正しき態度として、「罪を犯せる人に對して單に柔和なる宥恕と、虛偽なる嚴格は、何れも誤れる兩極端である。生徒等は、宜ろしく、墮落せる仲間に向つて悔懺を迫れ、而し爲したる行に付き宣告されたる裁判をいつまでも心に止めてはいけない。彼等は、一時悪人を其仲間より排斥せよ。而しながら眞心から悔懺して其犯せる罰が眞面目に贖はれるときは、以前に増して、二倍の友情と尊敬とを以て其仲間を新なる道に導く様に助力すべきである」と説諭することは有意義である。仲間に向つて道德的判斷の清廉なること、及道德的に

墮落せる人に對して武士的であること之等のことは若者等と話す時に心得ふべき二つの重要な事柄である。

終りに遺棄せられたる少年の性格改善に對する宗教的感化の價值に付一言せむに、人には或る年齢殊に少年時代に於て宗教的の動機及欲求が一時消失する時期がある。何んとなれば廣い社會的世界に順應するといふことが、少年の總べての精神を吸収して、色々の社會的動機が宗教的意識に先きんするからである。十六歳頃から宗教的感受性の新なる時期が生ずる。其感受性を善導するには、それと同時に獨立的理性生活が覺醒する故に大なる注意を要する。Berger の少年期の手紙が此強い宗教的欲求と、事物を分析せむとする腦力との共存することに付いての興味ある一つの證據である。同人には宗教的欲求と知力との對照が極端に發達して居るけれども、普通の若者、殊に現今の慧い若い勞働者に於ても此の對照は多少存在して居る。若者共の發育時期に於て生ずる總べての精神的の反抗心を征服することは、仲々容易なことではないけれども、斯る年齢に於けるが如く宗教的靈感を追求する年齢は他に殆んどない。斯る年齢に在る人に對する教育學上の警戒に付て余は此場合墮落せる人に對する矯正的感化は宗教的の方面よりしてのみ可能であるとの確心を敢て主張する。此の點に付きては余は殆んど總べての經驗ある實際家と一致せる經驗を主張し得る。大都市の若者に見るが如く、いたく墮落はして居るけれども、而し其善良なる性質が未だ全然消失して居らない人に付いて此宗教的感化の存することを屢々經驗する。如斯人に對して單なる道德や、社會的倫理を以て向はむとする人は、罪を犯す機會の多くあつた此社會に反抗して、共同生活といふものに何等の感興を有せない人々の心の裡に生ずる憎惡と輕侮の念に驚くであらう。斯る人には其奥に破壊せる、又は全然迷はされた自信が隠れて居る所の爆發し易い強情なる性質が存するものである。世人は之等の人を自尊心を以て感化せむと試み、或は、自制することに存する愉快に付いて説服せむとするが、得て效なきことである。若しも斯る人に對して基督の人格は、深遠なる實在精神と強烈なる慈愛に満ちたるものであることを何等飾ることなく釋明してやるならば、基督の人格が其人等の心に如何に作用するか明かとなる。基

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

督の聲は永久に深く人心に侵み渡り、悪性は去つて善良なる性質が發動し始める。茲に於て Thomas Kempster の所謂「余は神に最も遠かれる者であると共に、又最も接近して居る者である」との言を了解することが出来るのである。基督の人格は他に比なく、上は天國より下は罪惡に満ちて居る地獄にまで及び、迷へる者を救ふものであることを悟つて譬くに至る。於是て人間は如何淺薄であり基督の言葉に比べて、人間の云ふことは如何に死したるが如く、且つ皮相的であるか、近代人が死せるもの、古びたるものと誤信して居る事柄が、如何に活氣あるものであるかを始めて知るに至るのである。そこで吾人は總べて人の醜惡さをより高い力に依つて排除することを知る。

良く注意して見ると、他人が自己を輕視することの多きを知り自己の弱點と感情とに其身を絶對的に委ねて全く自暴自棄となれる人が、急に救世主を捕へて其助に依つて自から覺醒するに至ることがあるか、それは一つに其感動的生活に歸するのである。

吾人は、既に、犯罪人の改善に對する贖罪の價值に付いて詳しく述べた。而し贖罪の欲求を覺醒し其程度を強めるには宗教的作用が偉大なる意義を有するのである。そこで眞心から求むる清淨の欲求の強さは、人の良心の底に在る理想の純潔と其偉大さ、に全く關係を有するのである。基督の高大なる理想のみが人を暗黒及自己欲から救ひ出し、其賤しき欲望は人をして罪惡を犯さしめるものであることを感ぜしめる。人を超越せる此崇高、欲求の直感的なる力、高尚なる境涯に到達することの明白なる確實の中に、自から苦める人に及ぼす宗教上の力が根據を置いて居るのである。そこで總べての忠告や其逼れる不幸の暗示に依つて何等の感動を受けないところの墮落せる人に付いて良く觀察して見よ。そうすれば深く、浸み渡る宗教上の覺醒が彼等に急に心からの驚愕を惹起させることが分る。此瞬間よりして善良なる意思が精神生活に至る確實なる入口を見出す。而して、此處に改善が始まる。此事に付き一つの模範的事例を瑞西の「ベルン」の救世軍の報告が報じて居る。其は酒飲みで無賴漢で犯罪者であつた。屢々獄に投ぜられ最後には三年の懲

役に處せられた。其妻も同様に酒飲で又永い間監獄に居た。其貧しき六人の子供は村が扶助して居た。其父は餘りに無賴のことをするので其村では身分證明書も出さない位であつた。彼が最後に監獄から出て來た時には、既に忍び込み竊盜をやらんと計謀して居たが、其途中に彼は救世軍の營舎のある所に通るかゝつたので中に入つて説教を聞いた。神の御心に依つて彼は眞に驚いた、そして其過去を顧み皆の者共と懺悔の椅子に跪いた。聖書を讀み天國の救世主を信するに至つた。彼は其荒れる生活を放棄し、善良なる行をした。女士官は其郷里に彼のことを報告し彼は生れ變つて人となり其身分證明書を乞ふて直に送付せられた。斯くする間に其妻も救はれて生活を改める様になつた。兩人は故郷に歸つて小供を引取り父は眞面目に其妻や小供の爲めに一生懸命に働いた。

多少なりとも人生といふこと及人の性格といふことに付知るところのある人に取つては、宗教上の各種の信條が述べて居るところの改心及救済は單なる一元的の倫理に依つては達せられるものにはあらざることは疑ひないところである。Tandah に於ける第一回道德教育會議の席上で、救世軍士官が、宗教を道德と入れ代へんと唱へたる人々に對して先づ第一に *Reformation* に行つて其處で犯罪、不幸、飲酒に付きて其理論を試験して見よ、との申出を爲したが、それは最も確心のある且印象深い叫であつた。

余は本書の所々で遺棄せられたる人々を改善するには名譽感情並に自尊心の養成が重大であることを述べた。是を刺激する方法には宗教的精神覺醒が必要である。之に依つて人の高等なる性格と劣等なる性格とを嚴格に區別して自尊心の觀念を正確に定め、そして眞の名譽心と外見的にして不健全なる名譽心とを區別し得るのである。斯る明確なる區別無くば名譽感情養成の教育は危険なる迷霧の裡に沈滞するに至るのである。

間違つて發達したる名譽心は、犯罪を防壓せずして、却つて情熱犯及復讐行爲の動機となり得るといふことは事實ではないか。教育學上の知識の不明確なるが爲めに自尊心の養成は只自己満足の養成と同時に精神發育の停滯を來たすこ

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

とが容易に起りほしないか。Thomas A. Kempis は精神生活の初めに必ず生ずるところの自己嫌忌のことに付いて何んとも云つて居ないのか。自尊心の養成と自己嫌忌とは如何にして調和すべきであるか、吾人は問題を明確に定めよう。如何なる自己を尊重すべきであるか。而して名譽心は何れに根據を置くべきであるか。安直にして粗野な自尊心がある、此自尊心があれば人は總べて物事の程度を越へるといふことは爲し得ないが而し深遠なる良心の修養に關しては人をしつて脇道に引き入れる。又極めて皮相な名譽心がある、それは人をして輿論といふものに抗泥せしめ、爲めに多くの危険は免れるが而し同時に輿論に抗泥するが爲めに生ずる無主義に陥るに至る。

如斯危険に對しては教養せられたる宗教上の信念を精確にし、普遍することが教育上大なる意義を有する。健全なる自尊心の發達は靈魂不滅の認識に根據を置かねばならない。吾人より高い人格の存在を認識することは神を信ずることに依つて一層清淨に且明白にされる。そうなる人と人存する高尚なる精神は總べての迷霧から意識的に脱して下卑なるものゝ區別が附く様になる。人はより高い自己を尊重すればするほど野卑なることを嫌ふに至る。そこで自尊心は自己嫌忌と融合するに至る。若い人は總べて特徴のあることを甚だ愛し且つ自己の性格に存する無主義を非常に嫌ふものである。人の眞の名譽といふものは人の言よりも神へよりよく従ふこと及良心を保持して、其平靜を保つことに存する、故に人格的名譽觀念を單なる浮世の名譽觀念と區別することが最も必要である。後者は只世人の動搖せる皮相の判断に根據を置いて居て、吾人のいらいらした神經を一層高めれば高めるほど社會的衝動に依つて他人の毀譽褒貶に左右せられる。斯くして眞正の人としての生活を覺醒し救済することは全然宗教的清淨にして自由なる力に基くものなりといふ此の重大にして困難なる問題が明かとなり得るのである。

異常なる人、遺棄せられたる人及犯罪人を矯正するには、人としての教育上の才能を極度に發揮させねばならぬ。此矯正の仕事は夫れに用ひむとする總べての方法を同時に一般普通教育に用ひて其發達に付き貢獻するところがあるとい

ふ特別な福祉を齎らすのである。性格に異常なる缺陷のある人又は反抗心の強い人を矯正し外見上死滅せる精神中に積極的の力を覺醒させ得る人は教育問題を彼の鋭い見解を以て解決し正常なる人に對する適當なる教育上の處置に付いても亦概して權威ある意見を立て得るであらう。一體正常とは如何なることであるか、普通一般の人其他才能ある人々にも愚鈍と境を接して居るが如き利己主義、神經過敏、意思薄弱が存しては居ないか、吾人が普通の一般人に對する教育に根據するならば、斯くの如き反抗心及困難を矯正し得るだらうか。Holtz が愚鈍な兒童を他愛主義の下に教育し又彼に名譽心を醒ませせる爲めに其著「矯正教育」に於て述べて居るところを良く讀んで見よ。そうすると其見解は直接に一般教育にも適用せられ又困難な殆んど絶望的な人に對しても人の性格に及ぼす有效なる方法が試みられてあるといふ感を抱かない人があらうか。通常人に對する一般の教育方法が補助教育の實施により大に利することのあつたと同様に、普通の道德及宗教教育が刑事教育學の發達よりして重大なる利益を期待し得るのである。既に右の如き理由よりして監護教育に付いて最善の力と豊富なる方法が示されてあるのである。

刑事問題を精しく攻究せず、此方面に於て作られたる經驗を研究せず自から人間生活の此方面の生きたる印象を有せない道德的教育家は其教育的指導を爲すに當り人の性質の暗い方面生れながらの一方に偏した勢力、輕卒より生ずる悲劇善良なる傾向の不知等に氣が付かず、正常なる者の教育に關し全く不充分なる教育方法を申出づるの危険に陥るだらう。例へば Frankfeldt に於けるが如く人の性質の悪い方面の研究と、人の眞實なる状況を明確にすることが概して教育上別扱にされて居ることは近世教育の不幸なる缺陷である。善良なる市民の道德教育は善良なる市民に對して適用あるに過ぎない、之れに反して基督の所謂我れ來れり迷へる者を教はむこの言葉は墮せる人及遺棄せられたる人の救助に其據底を置いて居ることは基督が教育上に限りなき力を及ぼす多くの原因中の一つである。

遺棄せられたる少年の矯正に就いて

指紋に關する研究

指紋に關する研究

藤井 藤藏

吾人は曩に「指紋法の研究」と云ふ題下に於て指紋の分類法に關し前後數回に亘り卑見を述べ尙指紋の法則、即ち指紋と犯罪關係、男女指紋比較、其の他統計に現はれたる各方面に付研究を遂げ其の結果を發表せんと試みたのであつたが、偶々上司より指紋の理法に付調査編纂方の命を受けたるに依り爾來其れに従事したのである、而して右編纂に就ては既に稿成り上司の校閲を経たるに依り違からず當協會より發刊せらるる筈である、今該書の一部を述べれば「日本指紋法」にして指紋分類の統一を圖るを目的とし、又在來の著書に於ける隨所の説明の煩を避くる爲第一編に分類に關する準則を掲げて其の原則を明かにしたること、實物指紋約百個を二十倍乃至三十倍に擴大し分類上の標準を示したること、指紋分類法に付從來解釋上疑義の餘地ありしものは之を闡明し、分類上影響なき細別名稱の如きは之を廢止したること、其の他同一番號多き指紋に副番號を設くる等改正を施したる點尠からず、其の要點及理由は第二編第一章に之を明かにせり、又同第二章に於ては解説として九十餘の圖解を付し第一編の準則と相對照して分類上の要綱を示せり、尙冊尾には實務家の便に供する爲め指紋に厚紙取扱規程其の他指紋に關する諸規定を提げたり。

指紋分類上に就ては前記「日本指紋法」に詳述してあるから就て研究せられんことを望む、以下述べんと欲するところは(1)指紋と犯罪關係、(2)男女別指紋比較、(3)死刑者の指紋種類別、(4)雙子の指紋等の研究であつて、殊に指紋と犯罪關係の如きは六千五百人の指紋(即ち六萬五千個の指紋)を罪實別に調査分析したるものなれば勞して力めたりと雖顯著なる特徴を發見し得ざりしは遺憾である、併し顯著なる特徴なきこと當然であつて、夫れも亦研究の結果

と謂はねばならぬのである。

第一章 指紋と犯罪關係

指紋を語る者の第一に聞かんと欲する所は「指紋對犯罪關係」なるも、未だ之等の研究に付發表あるを聞かず、若し夫れ犯罪人に遺傳關係の存在を認むるとせば本問題の研究は頗る興味ある事柄なるも、其の存在を否認するに於ては全く無意味に歸す、殊に犯罪なる概念は人爲的なるに指紋は自然的なるを以て二者の間因果律を適用すること能はざるものなりと信ぜざるにあらざるも、調査の結果を舉ぐれば次の如し。

三

統計上の所謂法則は數の大なるに従つて愈々其の價值を發揮す、本研究も五十人、百人の指紋を集め斷定の資料に供したるものとせば誠に意義なきものと謂はざるべからず。

二

凡そ科學的考究は統計の結果に待たざるべからず數字の明示なき研究の發表は科學的研究として見るべき價值なし、本調査も成る可く大數に依り觀察せんと企てたるも恐喝、殺人、放火、強盜、猥褻姦淫、住居侵入罪の如きは初犯新受刑者の數甚だしく、僅に五十人乃至二百人分の指紋厚紙を集め得たるに過ぎざりし、其の數の對照比較は之を重視するに足らず、其の他のものに至ては各罪者千人又は五百人分を集め得たるを以て其の數の價值は決して前者の

指紋に關する研究

指紋に關する研究

比にあらざるなり。

四

前掲六千五百人の初犯男新受刑者の有する六萬五千個の指紋に付調査したる結果に依れば、最も多きは乙種蹄狀紋にして之に亞ぐは渦狀紋なり、即ち前者は四八・三%、後者は四四・一%なり。甲種蹄狀紋又弓狀紋は其の數少く二者を合するも僅に六、〇%に過ぎず（外に指頭缺損のもの一、六%あり）、換言せば、一人の有する十指中乙種蹄狀紋四個八三、渦狀紋四個四一、甲種蹄狀紋〇・三五、弓狀紋〇・二五、指頭缺損〇・一六なり、以上は左右各指を合計しての比例なるも同一種類の指に付て調査すれば、其の差著しく中に就て著しきは左手の環指及同手の拇指に上流渦狀紋の多きことなり、即ち左手環指は千人中四百人は上流渦狀紋左手拇指は千人中三百三十一人は同じく上流渦狀紋なりとす。又左手環指小指の弓狀紋及同手小指の下流渦狀紋は其の數最も少く即ち千人中僅に一個あるに過ぎざるなり。

以上の如く指紋は指の種類に依り甚しき懸隔あるも、次に示す所は各指を通じたる平均數により觀察したるものに

渦狀紋を上流、中流、下流の區別に依り比較するに

上流……最も多きは贓物罪にして之に亞ぐは詐欺、文書偽造選舉法違反の各罪なり

中流……最も多きは詐欺罪にして之に亞ぐは選舉法違反、賭博文書偽造の各罪なり

下流……最も多きは選舉法違反にして之に亞ぐは贓物及詐欺罪なり

指頭缺損……最も多きは傷害罪にして之に亞ぐは賭博及窃盜罪なり

五

次に示すは總數五百人分の指紋原紙に付調査したるものにして、之を罪質別にすれば五十人乃至二百人に過ぎず。之に依り一定の法則を發見すること難しと雖、統計に現はれたる結果によれば

○弓狀紋……最も多きは殺人罪にして之に亞ぐは放火罪なり

○甲種蹄狀紋……最も多きは殺人罪にして之に亞ぐは恐喝罪なり

○乙種蹄狀紋……本指紋の總體より觀るときは最も多きは猥褻

指紋に關する研究

して、一罪に付千人又は五百人の大數を有する罪質のみに付比較せり。

○弓狀紋……最も多きは横領罪にして之に亞ぐは傷害、詐欺、窃盜の各罪なり。

○甲種蹄狀紋……最も多きは文書偽造罪にして之に亞ぐは賭博罪にして之に亞ぐは賭博及横領罪なり。

○乙種蹄狀紋各價に依り比較するに

(1)の價……最も多きは傷害罪にして之に亞ぐは賭博、窃盜、贓物の各罪なり

(2)の價……最も多きは窃盜罪にして之に亞ぐは文書偽造罪

他は平均數に至らず

(3)の價……最も多きは窃盜罪にして之に亞ぐは贓物、文書偽造賭博の各罪なり

(4)の價……最も多きは横領罪にして之に亞ぐは選舉法違反

傷害罪なり

(5)の價……最も多きは横領罪にして之に亞ぐは選舉法違反

傷害罪なり

(6)の價……最も多きは横領罪にして之に亞ぐは選舉法違反

罪にして之に亞ぐは窃盜、贓物、文書偽造の各罪なり

姦淫罪にして之に亞ぐは殺人罪なり

乙種蹄狀紋各價に依り比較するに

(1)の價……最も多きは猥褻姦淫罪にして之に亞ぐは恐喝罪

なり

(2)の價……最も多きは殺人罪にして之に亞ぐは住居侵入罪

なり

(3)の價……最も多きは住居侵入罪にして之に亞ぐは強盜罪

なり

(4)の價……最も多きは猥褻姦淫罪にして他は平均數に至らず

(5)の價……最も多きは放火罪にして之に亞ぐは放火罪にして之に亞ぐは住居侵入、恐喝、強盜の各罪なり

渦狀紋を上流、中流、下流の區別に依り比較するときは

上流……最も多きは住居侵入罪にして、之に亞ぐは放火、恐喝、殺人の各罪なり

中流……最も多きは放火罪にして之に亞ぐは恐喝及強盜罪

なり

下流……最も多きは放火罪にして之に亞ぐは猥褻姦淫及窃盜罪なり

尚各指を通じたる指紋の價と罪質とを比較すれば左表の

如し

指紋に關する研究

各指を通したる指紋の價と罪質比較

罪質	基本人員	弓狀紋	甲種						計	乙種			計	指頭 缺損
			3の價	4の價	5の價	6の價	上流	中流		下流				
劫盜	1,000	2,7	3,4	8,7	2,7	1,6	5,0	1,8	1,3	1,0	2,1	1,9		
詐欺	1,000	2,8	3,2	7,6	2,2	1,6	4,7	1,8	1,5	1,7	2,6	1,4		
橫領	1,000	3,1	3,3	7,9	2,0	1,7	4,8	1,8	1,3	1,1	2,6	1,3		
賭博	1,000	2,1	3,8	8,8	1,2	1,8	4,7	1,8	1,5	1,1	2,0	1,9		
賭物	500	2,3	3,4	8,7	1,0	1,8	4,0	1,9	1,4	1,0	1,9	1,4		
傷害	500	1,9	3,9	7,4	1,9	1,7	4,3	1,8	1,4	1,1	1,9	1,4		
文書偽造	500	2,1	3,2	7,7	1,9	1,7	4,3	1,8	1,4	1,1	1,9	1,4		
選舉法違犯	500	2,1	3,2	7,7	1,9	1,7	4,3	1,8	1,4	1,1	1,9	1,4		
殺恐人囑	1,000	3,1	3,6	8,0	1,4	1,4	4,7	1,9	1,5	1,1	2,0	1,5		
強盜火	500	3,0	3,4	8,6	1,0	1,4	4,6	1,8	1,3	1,1	2,0	1,5		
強盜入	500	1,4	3,4	6,6	1,0	1,4	4,6	1,8	1,3	1,1	2,0	1,5		
住居侵入	500	1,4	3,4	6,6	1,0	1,4	4,6	1,8	1,3	1,1	2,0	1,5		
平均	6,500	2,5	3,5	8,3	1,3	1,7	4,3	1,8	1,4	1,1	2,0	1,5		

一本表は六千五百人の指紋(即ち六萬五千個の指紋)より得たる平均數に依り十八人の指紋(即ち百個の指紋)を掲げたるものなり



海外視察談 (續)

小原直

權利義務思想の發達

次に私の特に注意を惹いたことは、外國に於ては總て權利思想が非常に發達して居るとともに一面に於て義務の觀念の非常に強いと云ふ點に付いては頗る感心したのであります。是は色々な事例に於て目睹することが出来たのであります。殊に目に付いたのは官吏社會の職務に關する責任觀念の強いこと、一般人の職務として與へられたることに付て義務の觀念の強いことであります。總ての官吏、地位の高い者から低い者に至る迄、出勤時間を恪守し、勤務中は殆ど談話はせぬ、湯茶を飲むことも殆どなく、煙草も事務室に於ては吸はぬと云ふのが一般の風習になつて居る。それ等は

單に形式のことではありませんが、職務として與へられた責任は總て自己の責任として之を處理するといふ念が強い、日本に於ても勿論我々が仕事をすることは常に責任を以て仕事をするのであります。動もすれば日本で能く謂ふやうに上下の人に依つて仕事を二三にする云ふことがありますが、是が向ふに行つて見ますと殆ど見えないのであります。自分に與へられたる仕事は自分の職務義務としてやらなければならぬと云ふ念が強いから、人が見て居つても居らないでも、必ず自分の仕事はやつて行く、是は我々は非常に感心したのであります。併し一面に於ては又權利思想が非

常に發達してをります、その爲めに色々な弊害も起つて居ることを見受けらるゝ。

犯罪數は非常に多い

殊に裁判上に於て私共が最も目に付きましたことは、獨逸に於ては最も權利思想の發達が目につくのでありますが、それと同

時に人間が愚痴つほくなる。濫訴の一種の弊がありはせぬかと云ふことを感じたのであります。現に獨逸に於ては裁判所の數が日本等に比較すると非常に多い、人口は日本と殆ど同じく、五千何百萬であります、それに對して裁判所は控訴院が二十九、地方裁判所が三百八十幾つ、其他に多數の區裁判所があると云ふ狀況で、隨つて判檢事の數も非常に多い。判事の數が約一萬二千人、檢事は九百人であります。之を日本の現在の判檢事の數に比較しますると約判事に於ては十倍近い數を持つて居り、檢事に於ては約二倍の數を持つて居る。さうして事件數が非常に多い、民事の統計に於きまして、刑事の統計に於きまして、其件數の多いことは實に驚くべき程であります。現に獨逸全體の統計は今日に於ては手に這入りませぬが、伯林の地方裁

外國の犯罪の統計から見ますと、日本の如きは犯罪件數は文明國としては非常に僅な數しかないと云ふ狀況であります。米國に至つては更にひどいので、米國の犯罪件數は恐く世界中に於ても例が少いものではなからうかと思ふのであります。兎に角是等の諸外國に於ける權利思想の發達と共に、自然に人間が愚痴ほくなつて、濫訴の弊に陥るのではなからうかと云ふことを觀察したのであります。

其他著しく目に付きましたことは、政治上經濟上、社會上に於けるデモクラチツクの思想の非常に發達して居ること、之に伴ふて又労働者の地位の向上と共に、其勢力の著しく偉大なること、是には何れも利弊が相伴ふのであります、兎に角デモクラチツクの思想が外國に於ては非常に盛である。併ながらそれ等の弊が日本に於て昨今喧傳せらるゝが如き生デモクラチツクでなく、頗る徹底して居ります。唯今申しましたやうにちよつと全體の比例を取ら統計がないので、甚だ比較に困りますが、現に東京の件數から申しまして今の獨逸の檢事局の受理件數の多いことを申し

判所檢事局に於ける件數を見ましても、其數はなかく多し。一九二〇年の伯林の地方裁判所は第一、第二、第三の三つ裁判所がありまして、其檢事局がありますが、其三つの檢事局を合せますと、一九二〇年の受理件數が十五萬五千七百七十四件あると云ふことになつて居ります。丁度伯林の裁判所の管轄地内に於ける人口は約三百五十萬丁度東京の地方裁判所管内に於ける人口と殆ど同じであります、東京の檢事局に於ける受理件數を見ますと、地方の區を合せて僅に三萬二千に満たないのであります。然るに伯林の地方裁判所の受理件數が十五萬五千餘と云ふことになりますと、約五倍、此外に伯林には四つの區裁判所があります。それが檢事局を持つて居つて、小さい簡易の事件を受理するのでありますが、其數を加へたならば更に非常な多數に上ることになりますので、是等の狀況を見ましても如何に獨逸に於て訴訟事件が多く、又刑事事件が多いかと云ふことを見られるのであります。

其他英國に致しまして亦犯罪件數はなかく多いので兼て日本は犯罪國と言はれて居りましたけれども、之をましたが、佛蘭西に至つても矢張り犯罪の數が非常に多い一九二〇年に巴里の檢事局に於て受付けた件數が是れ亦なかく多數になつて居ります。巴里の始審裁判所の檢事局が受付けた一九二〇年の件數が十一萬七千五百五十九、之を東京の件數に比較しますると丁度三倍程になつて居ります。英國は割合に犯罪件數が少いので一九二〇年の倫敦の警視廳に於て檢舉した數が一切の犯罪を合せて一萬七千四百三十三件是は亦非常に少くなつて居ります。併ながら倫敦の人口が四百二十萬、日本の東京の控訴院に於ける管轄人口より多くして犯罪件數は少いことになつて居ります。まだ此外に檢舉せられざる數がどれ程あるか分らないのであります。犯罪はあつたが實は警視廳で檢舉しなかつたと云ふ數は餘程多數になつて居らうと思ひます。其點に付きましては犯罪檢舉の歩合も檢事局、警視廳に於て調べましたが、正確の數を得ることが出来ませぬ。日本に於ても正確の數字を得ることが出来ませぬが、外國に至ると日本の犯罪檢舉歩合よりも何れも成績が劣つて居るやうであります。英國の如き正確な數は分りませぬが、殺人事件其

他の重要事件の検挙歩合を見ますと、約七割若くは八割位の數であると言はれて居ります。是は警視廳で尋ねた所が、正確な數は分らぬが、大體左様なものであると、云ふことで、勿論窃盜であるとか、強盜であるとか云ふやうな犯罪に至りましては、其検挙歩合は更に是より劣るものと思ひます。殺人其他の注意すべき検挙の容易なるものにして、其検挙數が日本の東京に於ける検挙歩合よりも遙に悪い。獨逸に於ても検挙歩合は悪いので全體に付ては統計の取りやうがありませぬので、私は念の爲めに殺人事件に付て尋ねて見たのでありますが、殺人事件に付ては獨逸は戰後社會上頗る秩序を失つて居り、殊に柏林に於ては其現象が甚しくあつたが爲めに、犯罪數が非常に上つて居るに拘らず、是が検挙歩合は成績が非常に悪いことになつて居ります。警視廳で聞き、検事局で聞きましたけれども、殺人事件の件數を教へない。なぜ教へないか、色々の人に聞いて見ましたが、結局誰に聞いて見ましても正確に數が分らぬから申上げられませぬと言つて居ります。恐くは私の想像でありませぬが、柏林に於ける犯罪検挙の歩合は直しくない

す。是も或は検挙歩合の成績が悪いから我々に言はないのでなからうか、統計がないから云ふのは遁辭に過ぎないのであります。何れの國に行つても統計は持つて居る筈でそれを見せない所を見ると恐く成績が悪いのでなからうかと思ふ。だが、前後致しますが、倫敦に於ける殺人の件數を見ますと、先程申したやうに割合に件數が少いので、一九二〇年の倫敦に於ける殺人事件は僅に二十三件しかないのであります。而も此中精神病者等がありますので、實際の數は僅に八件である。純粹の殺人事件として有罪の宣告を受けた者が僅に八人しかない云ふ統計になつて居ります。是は又極めて少いので、如何に英吉利が一番秩序が保たれ殊に倫敦に於けて秩序が維持せられて居り、社會狀態の安定を示す一つの例になると思ひますが、兎に角二十三年で僅に八件の有罪者を出すに過ぎないと云ふ位の有様であります。之に反して米國に至ると犯罪件數は非常な數を見ますので、茲に紐育市だけの統計がありますが、是は色々の犯罪がありますので、最も重いのは殺人から下は日本の警察犯處罰令に依るやうな罰金料或は拘留に至る

が爲めに外聞を耻ぢて言はないかと思つたのであります。柏林の第一裁判所の検事正の言ふ所に據ると、殺人事件の検挙歩合は約六割と思へば大差がないと言つて居ります。之を若し六割としても、非常に成績が宜しくないので、恐らく百分の殺人事件検挙數は殆ど半らぬものはないので、恐らく百分の一か百分の二位の好成绩であるのに、六割と云ふことは頗る成績が悪い。尙ほ其検挙歩合が悪からうと思ひます

のは、柏林の警視廳に行つて見ると、殺人事件被害者の氏名住所不明の者の寫眞を撮つて警視廳の廊下に掲げられて居つて此人を知つて居る者は申出ると云ふ注意書が出て居ります。それを見るに最近に起つた事件にして住所氏名不明の寫眞が百幾人か數へられる。住所氏名等の分らない數が百幾つもある以上は、被害者の住所氏名が明であつて、而も検挙せられない者が此外に多數あるに違ひないから、之を見ると柏林に於ける検挙歩合は非常に悪いものであると考へらるゝのであります。巴里に行つても殺人事件等に付て検挙歩合を聞いて見ましたが、是れ亦正確の統計がないから分らぬと云ふことで教へて呉れなかつたのであります

迄を含んでの數でありますから非常な數であります。兎に角一九二〇年に紐育市に於て検挙せられた數が二十六萬六千七百四十九、尤も此中には一般衛生に對する犯罪と云ふやうなことで、清涼飲料とか或は夜荷車に火を點けなかつたとか云ふやうな者迄罰する其違犯者がありまして、其數が十九萬四千以上ありますから、是が大部分を占めて居りますが、併ながら兎に角全體を合すると二十六萬六千以上の件數がある。此中で殺人件數がどれだけあるかと云ふと、矢張り一九二〇年の統計に據ると二百七十件ある。是は謀殺もありませぬし、故殺もありますし、傷害致死迄入れた二百七十件であります。然るに之を日本の東京の犯罪件數に比較するにどうなるかと云ふと、大正九年の全國の検事局の受理件數が二十九萬五千五百五十件、此中起訴せられた者が八萬五千七百一件と云ふことになつて居ります。更に東京の殺人事件の件數は、大正十年には純粹の殺人事件が八十四件、犯罪人の數が百二人、強姦致死が一人、人員は五人、傷害致死が八件、八人云ふことになつて居ります之を合せても大正十年即ち一九二一年に於ける東京の殺人

件数は百件に満たない。然るに紐育市は二百七十件あると云ふことになると、紐育の殺人事件が如何に多いかと云ふことが分ります。而已ならず是は紐育に行つて聞いたことでありますが、此二百七十件は現に檢舉せられた数であります。併ながら是も分らない理由はないので、何かの理由で我々に示さないのだと思ひますが、彼地の人に聞きますと、紐育に於ける犯罪檢舉の歩合は甚だ悪いのである。人に依るに殺人事件の三分の一しか檢舉されて居らぬと言つて居る。併し或人に聞くと半数は檢舉せられて居るであらうと云ふやうな想像であります。更に此以上檢舉せられない殺人事件の数がどれ程あるか分らないのであります。之を見ると紐育に於ける犯罪事件が幾らあるか分りませぬが、全體の件数を見ると實に驚くべきもので、日本の二十六萬五千件に比して僅に劣るに過ぎない。而も此中八萬五千件と云ふことになりまして、紐育市に於ける只今の總數は何れも有罪として檢舉せられたる數のみでありますから

此數字を見ると如何にも紐育市に於ける犯罪の多いと云ふことが分るのであります。

以上、如く英國に於ける犯罪は割合に數が少いのであります。獨逸に於ても、佛蘭西に於ても、米國に於ても犯罪の件数が我日本に比較して人口の比例から見ても其率が非常に高くなつて居ると云ふことは、確に前述に申したやうに文明の一つの餘弊としての現象である。是等の原因を研究したならば色々の原因もありませうが、之に對しては犯罪防止の方面から見て相當なる研究をして、犯罪件数を減らして行くこと云ふことが今日に於て急務でなからうかと云ふことを考へるのであります。それに付きましたは各國共犯罪調査の研究と、隨つて犯罪の防止策を如何にしたらば宜からうかと云ふ研究が頗る盛で、私共が裁判所なり或は檢事局なり警視廳に行つて犯罪状況を調べに來たと申しますと、何れも等しく實は我々の國に於ても犯罪の多いと云ふことに困つて居る、是の防止策に付ては頗る頭を悩まして居るが、良策はないかと云つて向ふか

ら却て問を發するやうな有様であります。各國共それ／＼當事者が他の國に行つて犯罪防止策の新工夫の開合をして居る。現に英國などには佛蘭西からも、獨逸からも、亞米利加からも來て、犯罪の捜査方法と犯罪の防止方法をどうしたら宜いかと云ふことを調べて居ります。獨逸にも其他の各國から來て是等の研究をして居ると云ふ話であります。然し何れの國でも良方法がないので現に我々が檢察事務に當つてやつて居ると同じやうなことを向ふの國でもやつて居る。實は何等か是等の新しい點があるかと考へて居りましたが、其點に付ては何等の得る所がなかつたので半ば失望したやうな譯であります。要するに犯罪捜査の機敏を計るが爲めに自動車を各警視廳或は各警察に多く備へ付ける、或は自動自轉車の備へ付を多くやる。それから電話の設備を完全にする。それ等に依つて犯罪があれば現場に早く到達をして犯人の檢舉をすると云ふ位が關の山であつて、其他に於て別段のことはありませぬ。指紋の點などに付ても色々開合せを致しましたが、指紋は日本と同じく前科發見には非常に効果があるが、併し犯罪者を現場に残し

て指紋に依つて捜査すると云ふことは殆ど効果がなないと云ふことは各國共に言つて居るとであります。唯英國に於ては現狀指紋の成績が良いやうであります。是れを以て日本に於ける現場指紋の成績に比較して左程優るとも思はれぬのであります。其他科學的の捜査法と云ひますか、例へば犯人の寫眞の撮り方とか、血液の分析とか、現場に残して行つた遺留品に付くる各種の科學的の分析研究等をして、何等か犯罪檢舉の端緒を得る手段を講ずると云ふやうな設備は能く出來て居ります。獨逸に於ても警視廳に是等の試験場を具へて居ります。殊に佛蘭西に至つては非常な完全なる組織を有つて居る。獨逸の警視廳に至つても是等の設備は能く行届いて居る。紐育では警視廳を見ませぬでしたが、恐くは經費を吝まないで斯う云ふ事は研究をする國であるから、矢張り形式的には餘りも相當な設備を整へて居るものと思はれる。要するに歐米各國の文明の進むに従つて犯罪の件数を増して居ると云ふことは、一種の奇なる現象である。是等は其原因を尋ねて之に對する防止策を講ずることが最も必要であらうと思ふのであります。

刑	行
度	制

之に付て行刑制度を如何にするかと云ふことも彼地に於て一つの研究題目になつて居つたやうであります。是は歐米と云はず我邦に於ても行刑が犯罪豫防の一つの目的に設けられてあるものである云ふことは疑ひがない。此行刑のやり方を如何にするか、刑務所の設備を如何にするかと云ふやうなことは、矢張り犯罪豫防の上から大に研究しなければならぬことと思ふのであります。此點に付きましても勿論私の任務が任務でありますから、多少の注意を拂つて刑務所の視察等をも致し、又行刑の専門家に就いての説等も多少聞いて参つたのであります。是等の詳細のことを御話するには少しまだ材料も整ひませぬ、順序も揃ひませぬ、唯見て来た刑務所の或物に付て若干の御話をして終つて置かうと思ひます。

英吉利の行刑制度、是も立派な本などがありますので、詳しいことはそれ等の本に依れば分るのでありますから、唯私は見たこと丈けしか茲に御話する材料を持つて居りま

は何れも所謂刑事被告人を入れる爲めに整頓したる設備をして居る。日本の刑務所は御承知の通り未決監に於ても殆ど獨居制度を探らずして雜居制度を探つて居る。豫審判事が特に官房別異の命を出すに非ざれば雜居をせしめて居ると云ふ状態であります。然るに之を只今申した四ヶ國の未決監に就いて見ますと、總て皆獨居制度を探つて居る。勿論爾かあるべきことで、犯罪人の證據湮滅を防ぎ、且つ自省の機會を與ふるが爲めには獨居制度を探らなければならぬことは謂ふ迄もない。此點に於ては矢張り流石に先進國丈けあつて、其點を完全に設備して居ることは私の注意を惹いたことであります。我邦に於てもどうしても未決監は矢張り獨居制度を採用するやうにしなければならぬのは勿論であります。唯之を爲すが爲めにはなかく、多くの經費を要するのであります。今日の日本の財政状態に於て急に之を設けることは困難であります。其中の重要なもの丈けでも若々此點に付て實行して行かなければならぬと考へました。

□

せぬ。英吉利では倫敦に於ける未決監を見、それから倫敦附近に余り多くなかつたので、僅にバトクハルストの刑務所を一つ見た。其他英國に於けるボルスター即ち日本の矯正院見たやうなもので、幼年者を收容する所でありましたがそれを見た。それから獨逸に於ては矢張り伯林の未決監其他エステンダの刑務所、其他ブランドルブルクの重罪囚を收容する所を見、佛蘭西に於ては矢張り未決監と矢張り巴里の郊外にあるフレヌの刑務所亞米利加に於ては最も有名なシンシン刑務所、是丈けを見たのであります。實は暇がありますればもう少し澤山の刑務所を見、殊に田舎の小さい刑務所の状態を見たいと思ひましたが、それ丈けの餘裕を持たなかつたから僅に以上の刑務所を見るに過ぎなかつたのであります。是等の刑務所の一々に付て御話するのは多くの時間を費しますので、其中で特に私が日本と多少違つて居ると思つて注意を惹きましたことは、各國何れも未決監の制度が日本に比して非常に整備して居る。尤も日本に於ても行刑調査委員會を設けて、行刑上の施設改善上に付ての研究中でありますが、英獨佛米に於ての未決監

それから日本に於て私は刑務所の視察をする時に感じたことは、囚人の規律を守ると云ふことは勿論であります。併し囚人に日々一種の希望を與ふると云ふことが必要ではなからうか、刑務所に收容することは色々な目的もありますが、其中最も大なる目的は囚人の悔過遷善、而して之をして特別豫防として雨後の犯罪を爲さしめざるやうにすることに在るのであります。之を爲すが爲めには囚人をして徒らに自暴自棄に陥らしむることがあつては此改過遷善を爲す上に於て大なる妨となる。我々の日常生活に於ても矢張り毎日何か知らん希望を持つに非ざれば其日を愉快に過すことは出来ぬ。刑務所の囚人に於ては其自由を拘束せられて居りますから、猶更此點に於て一種の希望を日々の生活に於て與ふることが必要でないかと考へて居つたのであります。此點に於て外國では行政の當局者、學者、政治家、皆一樣に考へて居るのであります。囚人の改過遷善に於ては日々の希望を與ふことが必要である、而らざれば囚人が自暴自棄に陥つて改過遷善することがなくなる。其方法としては色々あるであらうが、矢張り一種の娛樂を與ふ

ることが必要であると云ふことを多数の人が言つて居ります。即ち慰安娛樂に依つて酔くも憐むべき状態に一種の光明を與ふることが必要である。其方法には色々あらうが或は讀書の時間を多く與ふるなり或は遊技を許すなり、若くは喫煙を或程度迄許す、乃至は作業場等に於ける場合に御互ひの談話を許すことが必要であらうと云ふことを大分方々で聞いたのであります。現に之を實施して居る所は大分ありますので、獨逸の如きに於きましても戦前に放ては囚人の談話は一切嚴禁して居つたのであります。戦後政體も違ひ、殊に社會状態が頗るデモクラチックとなつたものに、囚人共と雖談話を嚴禁して自由を奪ふことは酷に失する、それよりは互の談話を或程度迄許す云ふことは日常の生活上に於ける一種の慰安になり、改過遷善の上にも利益であるから、交話を許すやうにしたと云ふことで是は總ての刑務所に於て行はれて居りました。併し私が現にブランドンブルクの重罪囚を收れて居る刑務所に行つた時に、其處の所長は之に反對であつた。戦前迄は獨逸の刑務所は嚴重に規律が立つて居つたが、戦後色々な點から規

律に緩みを生じて來て居る、成程談話を許すと云ふことは囚人に一種の慰安を與ふると云ふ點があるかも知れぬが、規律を破ると云ふ點に於て其弊害があるから自分は反對である云ふことであつた。併し佛蘭西に於ても、英吉利に於ても、亞米利加に於ても、妨なき限りの談話を許すことは現に實施されて居るのであります。私も日本の刑務所を視察して、矢張り或程度迄交話を許すことが必要でありはせぬかと豫ねて考へて居つた。所が外國に行つて是等の例を見まして、益々其感を深ふしたのであります。

□

其外佛蘭西に於ても英吉利に於ても、亞米利加に於ても獨逸の或刑務に於てもさうであります。物品販賣所の制を設けてあります。是は何れの國に於てもカンチン或はキヤンチンと云つて居りますが、其處で囚人に或種の品物を賣ふことを許す、食物もありますし、或は衣服其他の日用品の極くザツとした品は大抵刑務所に備へ付けてある。看守若くは看守長が其事務を擔當して、切符制度に依つて囚人に之を賣ふことを許し、毎月の終ひに工賃なり支給金の

中から差引をすることになつて居ります。佛蘭西の如きは最も此カンチン制度が緩くなつて居ります。珈琲を買ふことを許す、それから麥酒も晩食には許す、日曜日と木曜日には葡萄酒を買ふことを許す、但し分量には制限があります。一月に二フラン迄の範圍に於て是等の物を買ふことが出來ます。尤も麥酒なども一壘の四分の一から四分の三迄を賣る云ふ制限がある。葡萄酒もコップ一杯、それから更に英吉利に致しましても矢張り此カンチン制度が同じことであります。唯酒は許さない。併ながら是は煙草を許して居る。煙草は全體ではありませぬが、刑務所長の見るところに依つて或所では許し、或處では許さないやうであります。大分廣い部分に於て煙草を許して居る。其煙草も常に許すのではない、多くは夕食後若くは散歩時間に限つて許す。而して是も廣い場所に於て吸ふことを許さない、一定の場所を制限して其場所に於て喫煙を許すことになつて居ります。それから亞米利加に至つては、更に是はひどいので、酒保の制は勿論あります。同時に更に音楽も許せばベースボールも許せば、テニスも許すと云ふことで、現に

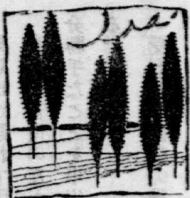
私のシンシン刑務所を見た時には、大きな構内のベースボールのグラウンドがあつて、立派なスターがあり、其觀覽席に各囚人が上つて見る。音楽會は毎土曜日にあり、著音機活動寫眞もある。活動寫眞はシンシン刑務所に於ては毎夕食後に於てやつて居る。左様なことで亞米利加に於ては頗る刑務所が自由になつて居ります。色々の娛樂機關を與へて居りますが、果して斯く迄に緩かにやるのが利益であるかどうかは考へるものであらうと思ふ。現にシンシン刑務所を見ました時に私を案内して呉れた看守長の言ふ所に據ると、亞米利加では普通の家屋に入れて居るのである、あなた方は爰の刑務所を御覽になつて御参考にはなりませぬと言つて居りました。是も成程見方に依つてはさう云ふ考が出やうと思ひます。我々が見ても毎晩蓄音機をやり、活動寫眞をやり、一週に一度音楽會をやり、日曜日にはベースボールをやり、テニスをやる云ふことになると、刑務所であるか、學校であるか、遊び場であるか分らぬと云ふことがありはせぬかと思ひます。勿論之に對してはシンシン刑務所が特別に色々な施設をやつて居りますので、其

成績が最も良好であると云ふレコードが出て居りますから一概に言ふことは出来ませぬが併し亞米利加の刑務所なるものが斯の如く離れ過ぎた慰安方法を講じて居ることは如何なものかと我々は考へる。併し兎に角先程申上げるやうに囚徒に對して一種の希望を與へて、改過遷善をするには何か一種の慰安を與ふることが必要でないかと思ひます。幸にして日本に於ても先般來或種の活動寫眞を刑務所に於て見せしむることになつて居ります。是等は私は好い効果を擧げ得るものと思ひます。唯之を或程度迄擴げて行つたらばどんなものであらうかと云ふことを私は考へて居ります。

それからもう一つ外國に於て注意を惹きましたことは、日本に於ては幼年囚に對しては教育を施すことになつて居りますが、青年囚に對しては教育は今日何等行つて居らない所が外國に行つて見ますと、英吉利でもさうでありましたが、獨逸、亞米利加では青年の既決囚に對しても未決囚に對しても或種の教育を施すことになつて居ります。主として皆小學程度の教育でありますが一週に一時間二時間或は三時間位のものもあります。或時間を割いて教育を施す、それは讀書に數學に地理の三科と、それと修身であり

ます。此四科に付てやつて居りまして、其やり方も極めて簡單で、別に教師を雇はずして刑務の職員の中で讀み書きの出来る者、或は算術の出来る者をして之を授けしむる。殊に感じましたのは獨逸に於てもさうであります。佛蘭西でも英吉利でも、囚人の中で讀み書きの出来る者を教師として居る。是等は精神教育上から見たならば、同じ囚人だから尊敬を拂はぬで困るだらうと云ふが、併し刑務内に於て本人の釋放後の生活上の一資料として教育を施したならば、囚人をして教へしめても何等の弊害がないものでないかと考へたのであります。兎に角無教育者に或種の教育を與ふことは彼等が社會に出た時に生活上の或助けになることも一つでありますから、日本に於ても考へて見なければならぬと思ふ。別段經費も掛らず、相當の効果は擧げられると思ひますので、是等は我邦の刑務所に於て採用したらどうかと思ひました。

其外刑務所其他に付てまだ申上げれば色々ありますが、段々時間も長くなりますし、取留まらぬことを申上げて徒らに諸君の倦意を招くのも失禮でありますから、是丈の程度にして今日の御話は止めやうと思ひます。甚だ取敢らしたことに殊に不完全なる材料で御話したので、杜撰の點は幾重にも御詫を致します。長い時間御話をしてお清聴下さつたことを難く感謝致します。(完)



受刑者教化用書籍取扱に就て

巢鴨刑務所教誨師 小笠原覺雄

教務に於て取扱ふ事務のうちで、教化用書籍に關する事項は、かなり重要な事務で常に非常な困難と多大な勞力を費してゐる仕事である。

近時、職員の能率増進とか、事務簡捷とか、經費節減とかいふ言葉が流行してゐるやうに思はれる。此時に當りて現品を整理し、取扱を簡便にし、それより生ずる時間と勞力を他に使用することになれば一層の便利である。

受刑者教化用書籍の冊数は、何處の刑務所でも受刑者の割合に多量である。そのうちには、希望せぬものも、貸與出來ざる程度の本を見受けることが往々ある。此等不要品は用度と協調して、斷乎の處置をなすことが

必要である。そして不要品整理を併行して、新に適當なる教化用の書籍(進んでは宗教、實業の雜誌)を漸次購求補充せねばならぬ。此點に於ては、刑務協會の事業として、教化用書籍調査委員が任命されて、既に調査中である。其の勞を感謝する次第である。

受刑者書籍貸與方法に就ては、何時の教誨師會同にも議題とされる、然し簡便な良法が案出されぬ點は甚だ遺憾に思ふ。

各刑務所に於て多少相違あるも、個人貸與法を探り、監房又は工場に交付し、看讀せしむ、或は共同貸與法を取り巡回文庫式によるなど一定せぬが、之れに對する不便も多

受刑者教化用書籍に就いて

大である。

貸與手續としては幾多の手續を経て貸與するが假令多くの手数をかけても、受刑者に満足を得るならば、其の勞は厭はないが、多くの受刑者には満足を得ることは到底不可能である。

○ 書籍に對する情願や苦情には教誨師諸君の等しく惱されてゐらるることであらう。その重なるものを列擧すれば

- (一) 幾度願つても願出の書籍が貸與されたいがないとの苦情。
- (二) 願出の書籍がない場合に貸與される書籍が全く見當違といふ苦情。
- (三) 前に幾度も看讀したことがある書籍を貸與されたい苦情。
- (四) 何つても貸與期日が遅れて困る苦情などである。

此等の苦情のなかに多少は事實であつても、其多くは自分勝手なことを申出で職員迷惑を何とも思はぬものもある。

受刑者が書籍の貸與を願ふ場合は、官本目録にもものを出願して、希望の書籍が貸與されぬと訴ふものや、他人にきは、自己希望の書籍が迅速に貸與されぬ爲めに、その不平が中心となつて、衝動的行爲に出づる場合に多い。此等の事情を大に考察して、幾分でも、彼等に同情してやらねばならぬ。受刑者の不平が尤であるとするならば、其貸與方法の改善に智力と努力とを用ひねばならぬことになる。

○ 更に進んで、書籍取扱の職員の勞苦を考へて見ねばならぬ。書籍取扱の多くは教務所々屬の看守之をなし、其他工場擔當者である。或は受刑者をして補助せしむる刑務所もあるやうである。

書庫の出入、監房の出入、現品の出納、帳簿の整理など一種臭氣を感じ、不快の念を起し不衛生の點なしは申されぬ場合もあるであらう。そののみならず、受刑者の小言教誨師の注意など板挟みの場合もあるやうに聞いている。又、教誨師も書籍の選定には一層の苦痛を感じる場合がある。努めて公平を失せざる程度に於て、本人の希望を充實せしむるの注意あるを要す。かくしてこそ始めて受刑者の猜疑心から起る不平を脱却せしむることが出来やう。

受刑者教化用書籍に就いて

○ 前述の不便を調節せしむる一の試みとして、圖書閱覽室の設置が必要ではなからうかと思ふ。既に之が設備も出來實行されてゐる刑務所もあらうと思はれるけれども、未だ

貸與されたもの、又は前刑の時、前刑務所で看讀せし書籍に對しては、既に看讀したと不平を抱くものや、定日に出版せずして臨時貸與を願ふものや、正當に貸與されし書籍にしても、自分の氣に入らぬものは何か文句を付けて引替を願ふものがある。此等に對して教誨師は其の不心得を説得せしめ、理解を得ねばその効果は顯はれぬ。

○ 個人貸與に對して起る犯則も亦尠くない、その重なるものは

- (一) 無學者をして自己希望の書籍を出願し、之を窃み見ること。
- (二) 書籠に貼付しある番號札を貼り替へる。
- (三) 落書すること、
- (四) 枕又は團扇等に代用すること、
- (五) 故意に破損し、或は他の監房に投入すること、

此等犯則者に對しては、懲罰又は辨償の道は講ぜられても、書籍其ものの破損は甚大である。然し此等犯則の原因に就ては、種々の事情もあるが、重なる根本原因といふべ

施行されない所の御參考までに私の希望を述べて見た。圖書閱覽室の場所は、適當な建物を新設すれば格別なるも、經費の都合上新設の出来ぬ場合は、教誨堂を利用すればよい、又設備としては、教誨堂の一隅を劃して書棚を設け、圖書の出納を簡易にせしむることが必要條件である。教誨堂の腰掛を利用し、且つ書籍の額を掲げ、机上には花卉盆栽類を配し、多少背景を美化し、美的情操を養成せしむることも大なる要件の一つである。此等の裝飾は教誨の場合に利用することが出来て至極便利である。

圖書閱覽室に出入することによつて、受刑者の精神の融和を計り、個人貸與の不備不便を補足する文化的施設であつて又社會順應の施設であらうと思ふ。閱覽室出席の資格に就ては、行狀、作業、性等を考究して之を定め、且つ戒護上の注意あるを要す、多くの受刑者を一堂に會せしむるときは、不正の交談、通謀等のあることは、教誨の場合と同であらうが、漸次文化的施設によつて性向が改善されつゝある今日、これが實行によつて一大汚點を印するやうなことはなからうと思はれる。斯くして圖書の取扱を簡單にし、普通圖書館式方法により、休業日の教誨後適當なる時間に、數回に分割して行ふを便す、電燈の設備あれば夜間にも差支なし、要は戒護上に支障なき限り平日にても隨時に行ふことが出来れば無上の満足である。此の設備が完成し隨時に開催することを得ば、不便多き個人貸與法は漸次縮少する事が出来やうと思ふ。又圖書の保管上にも多大の利便があらうと思ふ。

受刑者の賞罰に就て

鹿兒島教誨師 吉田 教 靈

懲罰と賞遇とは何れも行刑上教化方面と密接なる關係を有すると同時に、直接彼等受刑者の一身上に影響する事は今更論を俟たない。故に此懲罰なり賞遇は何れにしても其宜しきを得なければ効果が少ないのみならず、時に依つては、却て弊害を醸す場合がないでもない。然し之には無論色々議論もあらうと思ふが、茲では唯愚見の一端を披瀝するまでである。

先懲罰に就て見るに、現在では最輕い叱責處分を除く他は大概減食か作業賞與金計算高の削減か、又は之等を併科するのが普通である。而して減食處分は中でも物質慾殊に食慾に富んで居る彼等に取つては、それがたとひ一食時たりとも甚だ苦痛であるに違ひない。況や三日五日の長きに亘るに於てをやである。故に是等受刑者の多くは大抵一回

の減食で悔悟するのが常である。然し所謂喉元通れば熱さを忘れるので、又々犯則し、この減食處分を二回三回と累ぬる様になれば次第に馴れて來て其苦痛の度が薄くなり、後には、何、二三日辛抱さへすればよいといふ風になり、平氣で其處分を受ける様になる。而も一面に於て其健康を損ふことは言ふまでもない一般の保健といふ上に於ては如何かと思ふ。

次に作業賞與金削減であるが、抑々此作業賞與金なるものは毎月其現金を彼等に支給するのではなく、唯單に其計算高を告知するのみであるから、累犯者の如きは物質慾に富んで居るに似ず、彼の労働者が社會で約定の賃金を獲中に收めて大に喜ぶといふ程の難有味は感じない様である。(尤

も初犯者は一般にありがたく感激して居る、故に一寸犯則して二圓や三圓の削減處分を受けたからといつて左程の痛痒を感じない。而も中には現に削減處分を受けながら、工場に戻れば其證據がないところから、同囚には「何、一寸叱られたばかりだ」位に言つて大きな顔をして居る者もあり、又中には懲罰教誨の際こんな事を申立たた者もある。

「私共はもと／＼懲役囚ですから懸命になつて働くのが當然の義務です、又社會に出ればどうにでもなりますから、僅な賞與金など眼中にありません。ですから犯則のため、賞與金を全部取られたつて元々です」。

と、尤も之は一不良囚の言つた事に過ぎないが、かうした事が他にも感染する様な事になれば、此の處分も十分の效果ありとは言ひ得ない事になる。故に此の作業賞與金削減は受罰者には勿論、其他の一般に對しても多少の痛苦と威嚇が伴はなければ効果は少ないと思ふ。

尙又今回の官制改正の結果刑の執行後五ヶ月、並に行狀不良にして作業成績劣等なる者には作業賞與金を計算せざる事となつたが爲に、賞與金削減處分の適用範圍も狭くな

つた譯である。故にたとひ彼等に犯則行爲があつたにして、尤も其動機や性質や程度等にも依るけれども、可成此種の懲罰よりも何等か他の方法によつて之を處罰するか、或は之を一時獨居拘禁に付し、靜座熟慮、反省せしむるといふ様な風にしては如何かと思ふ。

次に賞遇の問題であるが、凡そ賞遇するには具備條件として、必ず行狀善良作業謹勉にして改悛の狀有りとな認められなければならぬ。故にこの人物を得んとせば、初犯に易くして累犯に難いのが普通である。然しながら累犯者だからといつて絶対に見込なし、賞遇の要なしとするは大に考ふべき事である。現に一は彼等累犯者の自暴自棄に陥らんを防ぐため、一は行刑政策のために賞遇したものが、それが動機となつて心から改心せる例も少くない。故に累犯者といへども行狀、勉否、性向等を考察し、其狀ありとすれば之を賞遇すべきである。唯之も程度問題で餘り濫賞に及ぶと彼等は釋放後や將來の事などは更に考慮する處なく、唯在監中一個の賞表を目的にして表面のみに謹慎を誓ひ、所謂猫を被ぶる者が多くなつて來て、中にはもう賞表一個

受刑者の賞罰に就て

位は……と請求してみた態度に出る者もある様になつて來る、こんな風になれば折角の賞遇も害は多くても効果は少ない。故に厳密な意味から云へば、彼等の凡ての點に就き眞に改悛の狀有りといふ事を適確に認めた上で、之を稱揚してやりたいと思ふ。

尙序に優遇に就て一言したい。尤も優遇といつても各刑務所によつて多少の同異があり、且多種多様に亘つて居るから、之を一にして論ずるにいかぬが、之とも其宜しきを得なければ効果の少なき事は勿論である。所謂海老で鯛釣るといふ様な餘りに現金な行方は面白くないと思ふ。若し之を幾程すれば何を與へる。どれ丈すれば何々を増與するといふ風に幾種にも區別し階級を設けて遇するといふ事になると、彼等は茲に所謂意地と云はうか見榮と云はうか、却て何だ子供だまし見た様にと云つた氣を起さないにも限らぬ。而して彼等お互の間でも特に他の者より秀で、作業に勉勵する者があれば之と競はうとはせず、却て心卑しき者として之を冷笑する者すらあるといふ事を一受刑者が云つた事がある。若し之が事實とすれば

作業成績上、將又教化上輕視すべからざる問題である。故に此種の優遇も些々たる幾多の階級を設けないで、一般的にし、彼等一般をして眞に其恩恵に感激服して各々自發的に謹慎勉勵せしむるといつた様な方法が遙に有効ではあるまいか。

之を要するに賞遇にせよ懲罰にせよ、何れにしても今少しく彼等の人格を認めて、各其處置宜しきを得且形式よりも内容に物質的よりも精神的方面に力を注いで自覺自重を促し、以て教化方面と相俟つて、眞に改過遷善の域に到達すべく、彼等を善導したいと思ふのである。

受刑者減少

司法省調査

司法省調査にかゝる二月末現在全國受刑者總數は四萬六百十八人にしてこれを前月末に對比すれば二百二十五人前年同期に比すれば二千四百一人共に減少せるが右の内別名別について見れば、この傾向に反し無期及十五年以上及六月以下三月以上の懲役刑は却つて増加した其の内訳は左の通り

刑 期	二月末	前月末	前年同
無 期	現 在	對 比	期對比
十五年	一、五九〇	九	一〇
六月以上	一、八一	四〇	五二
			四五

受刑者に印せし活動寫眞の反響

青森刑務所井上謙敬氏報告

刑務協會の施設の一なる活動寫眞を我青森刑務所に於て試みられた其第一回は三月七日であり受刑者の幸福これに過るものなしと申すべく其觀覽後に於て柏木所長より其觀覽の反響を調べて見よとの命の下に彼等受刑者の不用意の中に彼等の一部に付き其感想其反響を聴取しました。處が一寸面白く感ぜられました事も有りますから、今茲に何等修飾する處なく赤裸々に彼等受刑者の感應直觀を書きつけます。

但し其聴取した受刑者の一部と申しますのは、

- (一)高等教育者……(第一高等學校二年終了者)……N生
- (二)普通教育者にして極めて伶俐なる者……(義務教育を修了機械業には天才的發明能力有る者)……Y生

活動寫眞の反響

- (三)普通教育無き者……(義務教育はなけれど至て卒直的性格者)……K生
- (四)活動寫眞に經驗有る者……(自稱、早稻田專門學校卒業にて相當の活動寫眞士たりしもの)……A生
- (五)朝鮮人……(尋常三年程度の學力なれど内地に來りて年乏しき者)……T生
- (六)今回觀覽の儀に漏れし者……(義務教育は修められど至て活潑にて應ば懲罰を受くる者) N生

N 生

- (1) 活動寫眞を觀せると云ふ預告を受けました時、社會に於ける「F井ルム」が先入主と成つて居りまして、一體彼の悲劇喜劇と言つた様な映畫を如何なる方法で我々に觀せらるゝのかと大に不善に思ふて居りました。

- (2) 第二工場が(當所に於ては工場が映畫場でありました)映畫場であると聞きました時、——あ、工場——平素嚴肅の氣のみが満ちて居る工場たる我々在四の勞作場が其場所に——なると言ふ事は何とも言ふ事の出來ない感に打たれました。強て言いますれば、一面には嚴肅氣分の觀念が削がれ

活動寫眞の反響

る様な、又一面其蕭條寒冷な気分が之に依て温められ調和されると云ふ様な気がされました。

而して愈々平日入場して観覧しました處が、「やんごとなき雲の上び」との御影を拜しまして、茲に先の觀念と反對に「吾々在囚の此汚れたる場内に殿下の御影をお映し下され」と言ふ事は誠に勿體ない、又我々の爲に申譯がないと痛切に感ぜられました。而して更に昨今毛拂子の使用と言ひ此の活動寫眞と云い我々の保険又慈善に其意を用いらるゝと云ふ事が實に有り難く感ぜられました。

(3) 其から、あなたの教誨の如く成金者流の倅の歐洲遊覽の其の如く觀樂の爲めの御渡歐でないと言ふ事が殿下の御影にアリと拜されました。殿下の御影には總ての場面に「輕き御喜び」と云ふ様な御顔と云ふものが少しも有りませんでした。御自分の何等かの御使命に何時も大に御緊張なされて有つた事を拜しまして、今日の在囚の自分が誠に申譯ないと感じさせられました。

(4) 殿下が列國に於て彼の盛なる觀迎をお受けに成つたと云ふ事は、國家の代表に渡らせられたからでせよ。私は今其國家と云ふ事を思ふ時、現に國家に不忠の報として現在の境遇に在る事がシミと申譯ないと感じられました。

をしまして、擔當さんに叱られました。實は他の者は俺達にも社會の様に食べるものを食べさせて着せる物を着せ、立派な機械を與へるならいくらでも能率を擧ぐるさ——と言いますから、私はイヤ其は違ふ。我々仲間には誠意がない。誠意さへあれば此處でも(刑務所内を意味す)現に二人前の働かをする者もあるし、又三分位しか遣らん奴もあるぢやないか。其人の氣心だよ、イヤさうでない、イヤさうだで議論をして擔當さんに叱られて止まめました。

四 A 生

活動寫眞があると云ふ事を所長殿から訓示のおつたのは僅か昨年の三四月頃と思ひます。其後何にかに付けてチョイと耳にして居りましたが、其實現が餘り長くなりましたので、イヤ其よりも期待に背かれたとて言ふ感じがありました。其は私は素人ではありませんが他の人と感じが違ふのでせう。

(1) 殿下のフェヒルムは、大分切り取られたものである事がアリと解ります。就中婦人の出場画面が取られた様に思はれまして、何だか物足らなく思いました。マッテ歐洲戦争見た様に男子計りの活動で無味乾燥でした——と言ひまして決して不平を申上ぐるのではありません。矢張りあり難く感じて居ります。

活動寫眞の反響

二 Y 生
(1) 變れど變るものです活動の「カ」の字も在監中に見たり聞たりする事を出来ないと思つて居りましたのに、今庭之を觀せて貰ふたとは——而して此の心は映畫に對つて彼の時多少光線も(全く當日の映寫は電力鈍く寫りが多少不明明であつたのです)悪くなりましてけれど、其隱事は問題ではありませんでした。唯ありがたくてゴーツとして何も考へる事も何も出来ませんでした。

(2) 能率増進の活動振りは電流の關係もあつたでせよが、私は少しも感じません、自分等も出来る様思つて居りました。

(3) 殿下が列國に於て堂々として「ヒケ」を取らず立派な態度をお執りになつた彼の御影を拜した時、あ、矢張り高貴な御生れの方は違ふものだなと感じました。

(4) 變つた世の中に早く出て御恩返しがしたくなりました、又彼の活動寫眞を社會で觀たらばなあ、と思ひました。本人は八年の刑期の者で大正七年の入所者であります。

三 K 生
(1) 唯あり難いと思ひましただけです。あなたの教誨の通り殿下の彼の御心配は我々の爲めと思ひました。

(2) 彼の能率増進の寫眞を見まして、翌日工場で他の者と議論

五 T 生
(1) 我國の皇太子殿下が遙々外國に行かれて、我が日の丸の旗を以て列國から彼の盛な歡迎を受けられたのを有り難く思ひました。

六 N 生
(1) 人の爲に懲罰を受けまして觀る事の出来ないのを残念とは思ひましたが、諦めて居りました。

(2) 人の評判では皇太子殿下の外國行きの事で有り難かつたと言ふて居りました。

以上は修飾なき受刑者の反響であります。不意打ち的に聴取しましたものですから、何れも最初一寸面食つた様に突然の質問で何も順序も立ちません、と云ふので有りましたが、私は其が却て宜敷い、其直感印象を飾らないで聞きたいのだと言ひつゝ聴取したのであります。何等かの御参考にもならば大慶の至りで有ります。

◇松江刑務所報告◇

——感想その一——

フィルムの特回すると共に私の懐裡は丁度走馬燈の如く轉々交々湧出する實感のありのまゝを告白するのであります。……

靜かに殿下の御行動を見極めてゐる私の心底には尊嚴なるプリンスの餘りに民間的なそして餘りにデモクラチツクな動作に對して一驚せざるを得ないのであります。そして若き不馴の御身を以て世界的交際場裡の中心たる英佛に於て熱誠なる歡迎に對して沈着なる應接振りとして立派なる外交振りを見る中に殿下の深い人情美と強い人類愛の御精神を想像して御英邁なる天資に對し敬服と欽慕の念が強く浮び出るのであります。映畫の轉回によつて白耳義に於ける慘憺たる戰禍の跡を見る時私は世界の平和を破壊して全人類を驚愕せしめたる彼レカイザーが時代錯誤の軍略主義に人道を蹂躪せし恐ろしい手段を惜まずにはゐられません。そして劍を持て立つものは劍を以て亡びるとキリストの云つた

言葉をも痛切に彼カイザーの悲惨なる末路に依つて實驗することが出来るのであります。

私はアメリカの運輸業に従事するアメリカ人の緊張しつつた筋肉労働の活躍振をフィルムを見た私は深く共鳴すると共に私の過去の不自然な社會生活と對照して肺肝をえぐられる様な強い慚愧に悶え苦しみを感じます。

更に英文の説明を讀むと "Time is money" と書いてあります。した、洋の東西を問はず時代の古今を論ぜず、經濟思想の發達と生存競争の激烈なるに伴ふて時は金なりを標語として能率増進を宣傳して國家社會の實力涵養をしてゐるフィルムの大なる力を痛切に實感したのであります。

終りに私は印度のタゴールが「人生の眞の満足は逆境のドン底に到達して見出す」と云つた一言を、今更の如く私の腦奥に深く感動しました、そして現在の逆境に依つて體得する總ての恩恵によりオスカーワイルドやクリストスの吐いた言葉に眞の人生に於ける幸福味を創造したとを衷心から感謝に満ちてゐる次第であります。

——感想その二——

「山の線路番」

——で大賊の改心

二月十一日の午後神聖な教誨堂で所長様初め皆々様と同じ水平線上に立ちて劈頭第一映寫されました我攝政官殿下の御眞影を拜しました瞬間熱い涙が漲つたのであります。噫、天地開闢第一の御外遊絶大の御使命を負はせられて列強の帝王大統領を御訪問になる幾多英傑の土とも御物語になりつゝ此の壯大なる御旅行を遂行遊ばされたる雄々しくまします此の殿下は實に私等の殿下である、吾等は此の殿下の國民である、新日本建設の大使命を負はせたまふれやう、迂愚極まる妄見に囚はれておられやう、早く目覺めて奮發勉強立派なこの國民に必ずなるべくと云ひしれぬ感激が高調して参りました、殿下と新日本と云ふ印象が鮮明に深刻に銘せられました。

テキサスの運輸會社の従業員の仕事振を見ましては慨嘆に堪えなかつたのであります、それは私共の作業なり修養に對する愚圖としてある態度であります、彼等の如く眞劍で働いてをりますれば何うして邪念や病魔の侵害する餘地がありません、獨省一番勇氣の満ち来るを覺えました。最後に珍しい飛行機運搬の映畫の中で、あの無邪氣な子さんがいかばかり私共の心を喜ばして下さつたでせう。窓内にある皆の人と共に、この天真な子供さんの姿は限りなく私共の心を温め慰めて下さいます、いつまでも印象に残つてをります。云々

福逸文豪ハウプトマンの小説から松竹キネマの伊藤大輔君が脚案脚色し關根達發、林千歳等が主演した、山の線路番といふ六巻物が三月廿二日の晩、廣島市の新天地東洋館へ上映されてゐると此映畫を見て饒然非を悟り悔悟して自首した男がある、この男は三重縣桑名郡野代村小松三平(二六)といひ生れはよかつたのだが父の失敗から家産を失ひ、一家六名に死に別れ、北海道九州と各地を轉々して歩く内、いろ／＼艱苦を嘗た末が惡心を起し、東京日光、大阪、横濱、長崎、佐世保、博多と全國の大都を流れ歩いて竊盜詐欺横領約六百件を働き其都度良心に告めながら死ぬに死なれず煩悶して居る内、この映畫を見せつけられ一層神經を痛めた際、元來映畫は「線路番友平が平和に送つた一家も妻の死から冷たい家庭に變り後妻を迎へた姉の上りの女が風波の元となつて娘お光は亡き母墓はしさに父が番をして居る線路へ飛込んで轢死に娘まで殺した事に氣がつき怒りの餘り後妻を殺したのが自分と其時から氣が狂はしくなつて娘と妻の名を呼びながら日夜あつてもなく遣つて歩く」といふ悲劇心に決し廣島市東署へ自首して出たのだが同人は生き人が爲に犯した罪の經過を細々とノートに記して持つてゐたさうで映畫が惡人を改心させた實例と云ふことさ出来る。



近時漫言

日比谷散人

探證科學

刑事學の趨勢は刑罰論より探證論に進む。則ち刑事制度が常に豫期の成功を見る能ざるは刑事法規及び犯罪鎖歴設備の不完全なるよりも、寧ろ刑事法に規定せらるゝ犯罪の本人にして實際の處罰を免がるゝもの多きが故にあらざるか。犯罪の方法日を追ふて巧妙に赴き、逮捕立證の困難なるよりして警察官乃至司法官の手を逸脱せる兇徒決して少からざるべし。故に探證の基

礎を科學に置き、證據の蒐集及び取捨選擇に關して一大改革の必要なるは現時の狀態なり。思ふに探證の方法完備して一方不辜を罰することなきと同時に、他方に一度犯罪を爲さんか必ず發見せられざるることなしとの觀念を懐くに至らんか、犯罪次第に減少するに至るべし。則ち刑罰制度の完成と共に探證方法の完備を期せざるべからず。近時兇惡の犯罪到る處に行はれ、而も其檢舉せらるゝもの纒に十中の一にだも至らず、是等探證方法の不完に原因するものにあらざるか。

盜兒の述懐

強盜犯の動機に曰、深夜各所の非常線を脱け、拔足差足以て墻壁の外に立ち、犬の遠吠に冷汗を流し、猫の鳴聲に心を配り、辛くも高塀を乗越へて邸

内に入り、鼻を摘むで肥波口より忍入り、匍匐して茶の間に到り、虫の息を殺して家人の熟睡を窺ひ、漸くにして箆笥を開き十數點の衣類を盗み、之を布呂敷に包み臺所の口を開き纒に逃走す。其因難洵に名狀すべからず、而も其酸辛を嘗めて得たる贖品を質屋に運ばんか、直ちに露顯の恐あり、故買者の手に委ねんか一山百文の値に過ぎず。然るに被害者は其柳原若くは日陰町にて買求めたる古着なるを忘れ、新調の價を附して盜難の届出を爲し、新紙又之れに雷同して贖額數千圓都下を荒せし大賊なりと大袈裟に記載す。左れば數年前の前科一犯あるの故を以て

裁判所より懲役十年を言渡さる殆ど十露盤の扱れた仕事にあらず。如かず覆面兇器を携へて表木戸より入り家人に向ひ「靜にしる」の紋切形を並べ、易々刑務協會火を失す、災害は多く想像の及ばざる邊より發す、追懐するも詮なし、今は只禍を轉じて福となすの方

と現金數十圓を奪ひ「騒ぐとためにならぬ」と捨臺詞を遺し悠々引揚ぐるの無難作なるには、如かも刑期は十年を出でず。却て盜盜より輕ろし是れ窃より強に入りし動機なりと、言頗る奇警なりと雖も、刑の量定に付將又行刑の方針に付大に參考の資となすを行べし。前項刑事探證の問題と共に強盜類繁なる近時の都市を思ひ時節柄誌上の起草となす。

花の世の中

花は櫻木人は武士と云へる語の久しく傳はりて、梅が堅忍不拔の氣象に譬へらるゝと共に、櫻の散るは武士の身命を惜まざるに比せり。茲に於てか櫻は其爛漫として咲くを賞すべきか、或は又三日見ぬ間に潔よく散るを賞すべきか、其何れなるかを思ふ間に花は殘

りなく散りゆくはうたてし、左れど花其ものの生命はまことに短くとも花ほど人の親みを買へるものはあらじ。古今東西老若男女のあらゆる階級に涉りて親み深く、小兒も其手に花を握るを好み、婦女子はこれを簪となし、英雄は世界の花と呼ばれ、死者は花を以て祭られ、或は言語に或は文學に花の形容あらざるはなし。耶蘇は花を以て高き教の用となし、釋迦は花に由りて人生を教へ、詩人歌人は花を以て好個の題となす。不言の花、解語の花、數へ來れば千萬無量。若し人生に花なからしめば、世は實に乾燥無味に終るべく文學や美術や其資料の大部分を滅却せらるゝに至るべし。けに花の世の中な

刑務協會火を失す、災害は多く想像の及ばざる邊より發す、追懐するも詮なし、今は只禍を轉じて福となすの方法を講ずるの外なし、世に燒け太りと稱し火災に遭ひ益々形式實質共に肥へ行くものあり、個は勇氣と奮闘と努力との賜物なるべし、山内容基災禍に付嘗て其藩士を戒めて曰く、災禍の至り候は所謂天教にて可有之候へ共我等を始め、孰れもの天譴と相心得候屹度慎發せしめ萬一の筋不覺悟無之様、轉禍爲福の深慮肝要に候と、洵に敬すべく服すべき言なり。

災禍と心得



第五十二回亞米利加刑務協會總會に於ける日程

一九二二年十月十二日より十八日迄

亞米利加刑務協會は創立以來五十二年の古き歴史を有し一年に一度大會を開くことになつてゐる。そうして此大會に於ては犯罪問題に直接關係のあるものだけを取扱つて居る。會議は公開であつて、犯罪問題に興味を有つてゐるものなれば男であらうと女であらうと誰にでも出席を許してゐる。會議は一週間開かれる。次に掲げるものは昨年十月開催された第五十二回總會の日程で、非常に規模の大きなものである。

十二月(木曜)

午前

亞米利加刑務協會の開會

亞米利加刑務協會加盟少年保護團體

亞米利加刑務協會招宴
十三日(金曜)

午前

部會

(一) 刑務所長會

一、階級制度の成績に就て

二、刑務所作業に就て

(二) 教誨師會

看護書籍に依る自修

午後

亞米利加刑務協會の開會

亞米利加刑務協會加盟少年保護團體

午前

部會

(一) 刑務所長會

一、階級制度の成績に就て

二、刑務所作業に就て

(二) 教誨師會

看護書籍に依る自修

員會

一、婦人巡查の事務

二、州立矯正院の事業の件

三、婦人犯罪者處遇の件

(四) 公衆安寧に關する委員會

一、團體としての矯正院に就いて

(五) 醫療會

一、花柳病の診斷並びに治療に關する改良方法に對する保健技師

の責任

二、花柳病問題に關する行政の諸點

夜

三、全合衆國觀察組合の綱領

總會

一、公衆安寧に關する委員會

十四日(土曜)

午前 部會

(一) 刑務所長會

一、紐育市の刑務事業

(二) 糧食問題

一、刑務所圖書館

(三) 觀察制度の利害

二、觀察制度の利害

(四) 社會奉仕團體並に犯罪事件に關する委員會

一、Big Sister movement

二、少年の犯罪原因

三、犯罪者處遇上音楽の影響

(四) 醫療會

(五) 全合衆國少年保護機關會議

一、精神診査

(六) 全國釋放者保護の會議

一、釋放者保護事業家の共力及び

其方法

(七) 全亞米利加少年觀察司と假出獄司との合議

總會

全國觀察組合主催

一、觀察制度と刑法

二、觀察事業の科學的部面

夜

總會

(一) 社會奉仕團體並に犯罪事件に關する委員會

一、犯罪と最新心理學

二、在學兒童間に行はるゝ犯罪原因

因

十五日(日曜) 午前不定期會合

午後

集會「メソジスト監督の神殿にて」

夜

(一) 子供の夜「全國少年保護協會主催」

十六日(月曜)

午前

午後

午後

午後

午後

(六) 合衆國少年保護機關會議

一、體育に關する積極的手段の要素如何

二、矯正院は期待に副ひつゝあるか

三、男女少年俱樂部——矯正院に於ける彼等の前途

總會

(一) 合衆國釋放者保護協會

二、犯罪者階級に對する吾人の義務

二、保護事業と刑務所改良に關する立法

午後

(一) 少年觀察組合

一、最新心理學の影響を蒙れる觀察事業

二、少年審判の標準に關する委員會の事業

第五十二回亞米利加刑務協會總會に於ける日程

第五十二回亞米利加刑務協會總會に於ける日程

第五十二回亞米利加刑務協會總會に於ける日程

第五十二回亞米利加刑務協會總會に於ける日程

第五十二回亞米利加刑務協會總會に於ける日程

第五十二回亞米利加刑務協會總會に於ける日程

第五十二回亞米利加刑務協會總會に於ける日程

第五十二回亞米利加刑務協會總會に於ける日程

第五十二回亞米利加刑務協會總會に於ける日程

部會

- (一) 刑務所長會
- 一、受刑者に對する職業訓練
- 二、刑務所内に於ける遊戯——制限と取締
- (二) 教誨師會
- 一、身心正常者
- 二、刑務所に於ける人格の感化
- (三) 社會奉仕團體並に犯罪事件に關する委員會
- 一、教會と犯罪豫防
- 二、禁酒と輕罪との關係
- 三、刑務所と社會
- (四) 公衆安寧に關する委員會
- (五) 全國少年保護機關會議と全國觀察組合との合議
- 一、優良審判所と觀察事業との效果
- 二、觀察の解除時期
- (六) 醫療會
- 一、紐育州立刑務所に於ける肺病
- 二、ミシガン刑務所及び矯正院に於ける肺病

於ける肺病

- (七) 釋放及び假出獄職員會議
- 一、イリノイズ假出獄制度
- 二、紐育市假出獄制度
- 總會
- 午前
- (一) 刑法及刑事統計に關する委員會
- 午後
- (一) 拘置監の見學
- (二) 亞米利加刑務協會例年事務會議
- 「役員選舉」
- 夜
- 總會
- (一) 刑務所長會
- (二) 醫療會
- (三) 社會奉仕團體並に犯罪事件に關する委員會
- (四) 全國少年保護機關會議

(五) 醫學會

- 一、犯罪者に對する科學的考察
- 總會
- (一) 釋放者並びに假出獄職員會議
- 午後
- ブリマウス農場に於ける集治監の見學
- 夜
- 總會
- (一) 夜會
- 十八日(水曜)
- 午前
- 部會
- (一) 公衆安寧に關する委員會
- (二) 教誨師會
- (三) 全國少年保護機關會議
- (四) 全亞米利加釋放者保護の會議
- 午前
- (一) 全國少年保護機關會議
- (二) 婦人公民同盟會の歡迎會
- 夜
- 總會
- (一) 刑法並びに刑事統計に關する委員會
- 主題——死刑
- 一、法律上の死
- 二、殺人に對する死刑の意味

話の種

門外漢

○刑政の二月號を読んで行く中に、五十八ページに來たら「若い常識のある巡查を採用」の文句が非常に私の注意を惹いた。若い二字にも惹かれたが、常識のあるの五字には特に惹かれたのであつた。

○戦時に於ける國防の第一線は、海軍か陸軍か航空隊かである、時と場合で三者の中孰れであるか解からぬけれども此三者の中の一つであるべき事は明である。平時に於ける國防の第一線は教育である。しかも常識教育であらばならぬ、常識あれば國民思想の動搖の原因を作る筈もなく、昔西洋に「ラーネッド、フール」と綽名された王様があつた、學問はあるが馬鹿な人間であつたとの意味であらう、我國にも立派な學位を有つてゐながら輕佻浮薄の言論を公にし、國民思想に動搖の種子を蒔いてゐる者がある、當人は別段故意に惡戯を演じてゐる考でもないのであるが、得々

としてゐるから可笑しくなる。識者の眼には可笑しくとも盲目千人の一般民衆の間に害毒を流すに至つては放任するわけにもゆかなくなる。

○常識とは元來萬人に多くあるべくして、實は何人にも稀れに存するものであるのだから、西洋人は Common sense は unknown sense だと云つて居る。高尚なる常識が圓滿に發達した時、故伊藤公爵が出來上る。低級なる常識が充分に發達した時、待合の女將が出來上る。前者は眞正なる意味の常識であらうが、後者は寧ろ俗識と謂つて然かるべきであらう。其名稱の詮義は如何であつても、之を人世に施して、圓轉滑脱縱橫無礙なるに至つては同一である。非常識なる天才は宵ばりの朝寝坊をきめ込むが、常識ある凡才は、early to bed and early to rise を忠實に遵守する。競走の途中で午睡を食ふ兎よりも決勝點に著く迄は、孜孜として休まぬ龜の方が常識があると云はねばならぬ。

○英國の碩學は囚人取扱ひの方法について、嘗て味ある言を吐いて居る。囚人を取扱ふには、Common sense と Good temper の二つが必要であると。刑務所に職を奉ずる者に

話の種

とりては勿論、廣く人世に處する場合の金科玉條とすべきである。

○サー、ウイリアム、トロア氏と云へば一千九百〇六年から、同七年にかけて倫敦市長をしてゐた人だが、今年八十歳の老齢に拘らず、老ひて益々矍鑠、其元氣は三十年以前と變りはない云ふ事だ。

○京都北野の天満宮へ、三十七年間一日も缺かさず参詣してゐる者が、現在今でも生きてゐるとの事である。敬神の念も此點迄徹底するのは容易の事ではない。

○現代の日本人は、物質的の社會政策を要する以外に、精神的の社會政策を要する次第である。生活難と思想上の狂瀾怒濤に耐え得ずして、捕ふべからざる者や捕え、其結果刑務所裡の人になつた輩は、其犯罪の動機が人々によつて千様萬種であらうけれど、其精神状態の何處かに、一般の日本人以上何等かの缺陷があるべき事は明白である。刑務所は囚人の懲治を目的とする以外に、此精神上の缺陷を補綴する何物かを與へて、刑務所を出づる事が出来たる曉、再び現代の狂瀾怒濤に捲き込まれぬやう、生活難の脅威と罪惡の誘惑とに對する抵抗力を養成する事を目的とせなければならぬ。若し此抵抗力を養成する事が出来なければ囚人の刑務所を出でたる曉、再び浮世の波濤と闘ひ得ぬの

は、或る意味に於て、必然の運命である云はねばならぬ。懲治は要するに消極的である。刑務所生活は、謂はゞ人生に於けるブランクページである、見かたによりては、挑源的な生活とも思はれ、禪堂生活とも思はれる。現時の刑務所は、其組織、其設備、頗る完備したるものがあつて、物質的には間然する處はないかも知れぬが、之を精神的方面から觀察するならば、未だ改良すべき多くの餘地があらうかと思はれる。刑務所は勿論禪堂でもなければ、修道院でもないが、今少しく宗教的色彩を濃厚にする必要はなからうか、今少しく宗教的色彩を濃厚にする可能性はなからうか一週何回か、所謂教誨師に徹温的説法をなさしむる位では餘りに頼りがない、私は更に進んで、囚人に沈思冥想の時間と機會とを與へ、彼等の生活の一半をして、宗教生活たらしめん事を希望するものである。前内相床次氏が國民思想の動搖を宗教の力によりて鎮靜防止せんと試みたるは、實に機宜を得たる所置であつた、囚人の思想は國民思想中の最惡なる思想である、法律上無罪なる一般國民思想中の宗教の力を借りなければならぬならば、囚人の思想を陶冶するには、尙更に宗教の力を借りなければならぬ、刑務所に今一層宗教的色彩を濃厚にする方法を講ぜられん事を切望してやまぬ、朝鮮の監獄ではないが、一度刑務所生活を經驗した者が、宗教的に見て、一人前の人間となり得る事が出来たとしたら、餘程皮肉で面白いものかと思はれる。

大正十二年二月中入出員並月末在所人員 (△ハ減)

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同日現在	増減
受刑者	四〇、八四三	二、三三二	二、四六六	四〇、六八八	四〇、八四三	四三、〇一九	△二、三〇〇
刑事被告人	二、八六九	二、四三三	二、三六二	二、九三九	二、八六九	二、八〇〇	△六九
勞務場留置者	一一三	一七〇	一四三	一四〇	一一三	一一三	△二
乳兒	一一三	三	六	一〇	一一三	一九	△三
男	四二、五八	四、七六	四、八五	四二、六九	四二、五八	四四、五七	△二、三二
女	一、三六	一〇〇	三二	一三六	一、三六	一、四九	△一、一五
總計	四三、八四六	四、九六	五、〇六	四三、六八	四三、八四六	四五、九六	△二、一〇〇

備考 内朝鮮人受刑者男二四五人 刑事被告人男二四人 支人受刑者男四〇人 刑事被告人男八人 伊人受刑者男一人 葡人受刑者男一人 諸人刑事被告人一人ア

行刑統計

常識の泉

△頭の大小形状と知能

醫學博士 三田谷 啓

◇頭蓋の大小と賢愚

學童に就いて算術、讀書、書方、綴の四科目を調査してこれを優、中、劣の三種類にわけて頭蓋の大小と比較して見た。斯くして得た成績を見ると男女相共に優のものには只僅少の例外ある外最も大きな頭蓋であつた。

右のやうに頭蓋の大小と智力との關係は確に一定の程度に於て認められる。しかし何事にも除外例があることを忘れてはならぬ。大きな頭の持主でも左程賢くないことがあるのみならず愚者たることもある。就中「瀝水腫」の如きはその一つである。しか

し特別小さい頭に偉い人は甚だ少ない。殊に「鳥頭」、「小頭」と名づけられるやうな頭の持主は殆ど賢人はないと言つてよいのである。

◇頭蓋の縦徑と横徑

頭蓋の縦徑と横徑とを計測して智力の多少の關係を見るに次ぎの如き成績が得られた。

普通兒童	優秀兒童
長 頭 〇・四%	〇
中 頭 六・九%	一・四%
短 頭 九二・七%	九八・二%

右の成績は極めて興味あるものである即ち優秀兒では百六十五名の中長頭のものは一人も居らぬ。中頭のもの亦甚だ少く、短頭は最大多数を占めて居るのである。これは大に注目すべき現象である。長頭とい

ふのは左右が割合に薄い形の頭である。優秀兒、普通兒、特殊兒の頭形の分類をして見ると次の如くである。

優秀兒	普通兒	特殊兒
長 頭 一・二%	三・四%	六・七%
中 頭 一七・五%	三三・七%	三三・二%
短 頭 八一・三%	六二・九%	五九・一%

右の表で明かに證明される如く長頭は特殊兒に最も多く優秀兒に最も少く普通兒はその中間である。中頭も右の關係と同様である。これに反して短頭は優秀兒に最も多く、特殊兒に最も少い。そして普通兒は兩者の中間にあるのである。して見るとよく出来ることどもの頭は短頭が最も多いと言ふことが明かである。換言すれば頭の圓い形をしたものが多いのである。頭の兩側の幅狭いものは長頭である。これはあまり真くない形である。

◇特殊な頭の場合

その他尙ほ特殊の兒童には頭蓋の左右が平均せずして著しい差を示して居ることである。例へば凸凹不平が極めて著しかった

り、又旋回して居るやうな場合も少くはないのである。(週間朝日)

△ニューヨークの少年裁判所を見る

犯罪の大部分は盗みでした

私がニューヨークで第一に参りましたのは少年裁判所でありました。控室には出頭を命ぜられたもの或は適當の保護を要請に参つたものなど百二十三人も居り服装や人柄等も餘りよくない人々の様に見受けました私は程なく廷丁に案内され法廷に参り判事のそばにすわり詳細に少年裁判所に付いてうけたまはりししばらくの間種々の事件を見學致してなりました。法廷と申してもきびしい所ではなく大机の前に二人の列事が座しそこに順に呼び出された子供、付き添人が立つて調べを受けるのであります。ニューヨーク市にはたゞ今六ヶ所の少年裁判所があつて私の見學致したのはマンハッタンのそれでありました。當地に男女の實狀調査監視官或はピークシスターと申す方々が食

常識の泉

民習或は特殊學校小學校生徒及び其家庭を常に調べ適當の保護を要するもの惡風習あるもの個々家庭内の困難事等總てに渡つて各自の調査報告書を作られてゐます。それは常に少年裁判所に保存された事ある時に容易にその事情の判然する標準備されあるとの事でありました。年齢は六七歳より十五六歳までの山でありました。その犯罪の種類を統計に取つて見ますと(一九二二年)

男女合計數	男兒	女兒
人 事		
傷害	三六三	三三
強奪	九	一
所有權侵害	一、一五七	一、一五〇
夜盜	二九六	二六
窃盜	八六	八〇
小窃盜	一〇一	一〇一
不法占有	二〇	二〇
所有權侵害並公安妨害	三〇三	二
安寧秩序妨害	六	一
賭博	六	一
治安(含む)	九三	七〇
妨害(含む)	三	三

兇器携帯 四二
銃器發射 三二
雜件 四三
これによりますと夜盜の合計一、一五七人が全體の二割三分一厘の多数をしめつぎに八六九人中男兒八〇一人が小窃盜にて一割六分一厘強をしめて居ります。そしてこれが提出者を擧げて見ますと大體左のやうです。

少年犯罪事件提出者	男兒	女兒
兇器携帯	四二	一
銃器發射	三二	一
雜件	四三	一
居合せし役人によりて	二六〇	三
市 民	二六	三
兩親、近親によりて	一	一
巡 査	四、四〇〇	六
によりて	四、四〇〇	六
小兒虐待防止會役員によりて	三	三
特別訴訟事件提出者	二〇七	一
居合せし役人によりて	二四六	一
市 民、近隣の者によりて	一	一

常識の泉

両親、近親 一、五六 一、〇〇〇 五、三
 によりて
 小兒虐待 三、七三 一、二、三、一、三、三
 防止會役 員によりて
 によりて 一、二、六、六 八、七 四、九

これは一千九百廿一年の合計で一九二〇年には一ヶ年一、五八二件即ち一、一三七件を減じた譯であります。なほ私の見學いたしました時には大抵の被告人は列事の親切なる説諭にて帰宅致させられし様に見ました。然して如何にしても悪習慣悪癖のなほらぬものは感化院或は小兒虐待防止會におくられます。(在米松岡朝子(東京日々))

△勤ける時間と能

率の下る時間

古瀬農商務省技師談

工場に於ける能率及浪費時間に關し四十名の職工八十臺の機械機械を用ひて調べ其結果によると、其中一日中に於ける各時間別に研究し能率の變化は、朝の一時間は極めて低く、二時間目から相當の率となり、

三時間目には更に上るが四時間目には稍下る、併し五時間目になると一日中の最高能率を示し而も面白いのは夫れが休憩の一時間前である少く下り二時間目には急に昇つて一日中の第二位の高率を示す、元の餘勢が第三時間目及びべき第四時間目には明かに下落し最後の一時間は午前と同様再び能率が上るけれども必ずしも高いとは斷言されぬ。此の點より見れば四時間以上の連續作業は多少困難の様で五時間の連續時間は最高限度であらう、又十時間目に著しく低落する事を考へ合すと、十一時間作業を十時間とする方が却つて有利であらうと。

(東京朝日)

△工場から事務室へ

能率増進の設備

工場に於ける能率増進の施設は東西の各工場で大に研究せられるやうになつたが、更に一步を進めて事務を迅速にせんとし事務室の機の配置方にも研究し從來普通向ひ合せたり、密接させて並べたり單に室の都合で習慣的に並べられてゐるのが多い、先頃三井物産では机を一つ一つ離して同方向に並列させ丁度學校の教場のやうに置きかへたがその結果執務中他人にわずらはされる事なくすむつた、離談したり書類を他人に投げ與へたりすることがなくなり、かなり能率増進の効果を擧げたさうだ。これはアメリカあたりでやつてゐる式を更にあらためたもので昨今は人員がふえたのでやめたが本部ではこの式にあらためる事に決定してゐる。これは光線と室の廣さや人員及び電話機の場所等を考慮すれば直にどこでも實施出来る施設であらう。又給仕や小使の使ひ方はどこでも局にあたるもの苦心する所だが、これは一般に組織が悪いために個々の全能力を發揮させ得ないからである。給仕の各デスクをまはる度數から小使の映室掃除の時間も確實に測定し調査し科學的組織のもとに命令を下さればなら甲給仕が配離し十度走りまはると、乙が一定の法則のもとに五度はたらくのとその効果と給仕の疲勞の程度は正比例する、これも能率研究において重要視される所である

改革に手付てゐる會社もある(東京日々)

△電球の種類と壽命

◇電球の中には炭素線電球とタングステン電球のあることは御承知の事であらうが、こゝに炭素線電球と金屬線電球との中間物とも見られる金屬化炭素線電球と呼ばれてゐる電球がある。此の電球に用ひられるフィラメントは一九〇五年に米國のハウエル氏が發明したものである。其の製法は普通の炭素線電球の中に入れて攝氏三〇〇〇乃至三五〇〇度の高温で熱して炭素の性質を一變して金屬に近い性質に變化せしむるのである、かくして作られた金屬化炭素は電氣に對して普通の炭素の如く、大きな抵抗を持たず、即ち抵抗が約六分の一となるのである。金屬化炭素線電球は乃ちこのフィラメントを使用した電球のこと

で、其他の構造に至つては普通の炭素線電球と異なるところではない。
 ◇次に電球の明るさによる種類をあげて見る。普通用ゐられる電球の燭光は五、十、

十六、二十、二十四、三十二、五十、百燭光である。然し、此の外に用途によつては二百燭光と言ふ様な大きなものも、二燭三燭光と言ふ小さなものもある。序でに電燈用の電流の電壓は普通百ボルトであるが、時にこれより大きいことも小さいこともある。例へば、二百燭光の如き電球を用ゐるには五百ボルト、汽船は八十ボルトが普通である。

電球の壽命は凡そどれ位のものがと云ふに、吾々の家庭に於いて、電球が使用出來ぬ様になるのは、大抵の場合に人為的にフィラメントを切つたり、硝子球を壊したりすることが主な原因であるが、電燈は絕對に動かさずに置いて、自然に明るさが減つて遂にフィラメントが切れるものである。その原因は大體二つある。一つはフィラメントが白熱される爲めに蒸發して細くなり従つて抵抗が増加する爲めと、他の一つはフィラメントの蒸發したものが硝子球に附着して光を吸收するからである。瓦斯入電球では硝子球内に充滿された瓦斯のため此の蒸發がなくなる。此の二原因によつて明るさの減つた球を使用することは暗

くて不便な許りでなく、又電氣を不經濟に多く、消費するものである。ために、電球は最初の燭光即ち明るさが八割迄に減つて來ると使用しないことになつてゐる。電球の壽命と言ふのは即ちこの新規なものが八割の燭光となる迄の時間のことである。そこで、各種の電球の壽命は大凡どれ丈あるかと云ふと、

炭素線電球	六〇〇時間
金屬化炭素線電球	五〇〇時間
タングステン電球	一、五〇〇時間
タングスタム電球	六〇〇時間
オスミウム電球	二、〇〇〇時間
ネルンスト電球	三〇〇時間

◇これから見るとタングステン電球は一日十時間づつ點燈しても百五十日使用出來る譯である前用した機が人為的原因で計算通りには行かない。お終ひに附言しておくがこの電球の壽命はその電球に適した電壓の電流の場合であつて電壓が規定より高くなると短くなり、低くなると長くなる。例へば、百ボルトの電球に百ボルトの電流を用ひればその電球の壽命は短くなるが反對に九十ボルトとなれば長くなる(週刊朝日)

常識の泉

叙任

命青森刑務所勤務 看守長 長坂 勝馬 (十勝)
給七級俸補田邊支所長 同 森田 朋行 (和歌山)
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命富山刑務所勤務 裁判所書記 內藤 捨太郎
同 鈴木 富郷
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命札幌刑務所勤務 同 北島 多喜治
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命鹿兒島刑務所勤務 同 高木 庄吉
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命岐阜刑務所勤務 同 池上 與助
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命佐賀刑務所勤務 同 八重柏 繁
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命盛岡刑務所勤務 同 島野 登喜壽
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命高知刑務所勤務 同 稻富 守正
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命京都刑務所勤務 同 高橋 宗次郎
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命市谷刑務所勤務 同 岡本 要治
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命静岡刑務所勤務 同 岡崎 長吉
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命神戸刑務所勤務 同 藤田 恒三郎
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命小倉刑務所勤務 同 嶋 桐 光次
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命名古屋刑務所勤務 同 吉岡 達男
任典獄叙高等官七等六級下賜命大阪刑務所勤務 看守長 渡邊 順次郎 (鶴岡)
任典獄叙高等官八等八級俸下賜命山形刑務所勤務 看守長 室井 安太郎 (岡山)
任典獄叙高等官八等八級俸下賜命岡山刑務所勤務 同 佐藤 平兵衛 (酒田)
任典獄叙高等官八等八級俸下賜命山形刑務所所長 補山形刑務所補岡支所長 同 看守 上野 清一 (山形)
任典獄叙高等官八等八級俸下賜命酒田支所長 同 看守 山川 鐵一 (大阪)
任典獄叙高等官八等八級俸下賜命所產根支所長 補滋賀刑務所所長 看守長 瀧中 義三郎 (滋賀)
給五級俸 同 司法屬 瀨藤 義三
任看守長給月俸五十三圓命長野刑務所勤務 看守 守 平田 均一 (長野)
任看守長給八級俸命福井刑務所勤務 同 栗波 勢 (福井)

叙任

給月俸五十七圓 命前橋刑務所勤務 看守 清水 財次郎 (果鴨)
命鹿兒島刑務所勤務 看守長 山本 龍起 (土手町)
給五級俸命大分刑務所勤務 看守長 馬場 治作 (福岡)
補福岡刑務所土手町支所長 看守長 兼司法技手 會田 德次郎 (名古屋)
給四級俸命福岡刑務所勤務 看守長 今井 決 (豐多摩)
給四級俸命豐多摩刑務所勤務 同 中島 利吉 (果鴨)
叙高等官三等 典獄 和田 干松郎 (宮城)
任保健技師十一級俸下賜 保健技手 千葉 準三郎 (豐多摩)
任保健技師十一級俸下賜 同 國府田 東太郎 (長崎)
任保健技師十二級俸下賜 同 宮井 誠二 (德島)
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命市谷刑務所勤務 司法屬 羽柴 瑪之助
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命神戶刑務所勤務 同 紺野 猛
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命山口刑務所勤務 山口地方裁判所 檢事 局書記 竹下 春吉
任典獄叙高等官六等六級俸下賜命山口刑務所勤務 松江地方裁判所 書記 渡邊 金之助
任典獄叙高等官六等七級俸下賜命松江刑務所勤務 同 同
任典獄叙高等官七等八級俸下賜命秋田刑務所勤務 秋田地方裁判所 書記 清 武 國
任典獄叙高等官七等八級俸下賜命青森地方裁判所 青森地方裁判所 書記 齋藤 恒之助
任典獄叙高等官七等八級俸下賜命青森刑務所勤務 安濃津地方 裁判所書記 森本 武次郎
任典獄叙高等官七等八級俸下賜命三重刑務所勤務 小倉區裁判所 書記 林 德 治
任典獄叙高等官七等八級俸下賜命小倉刑務所勤務 廣島地方裁判所 檢事 局書記 佐伯 茂吉
任典獄叙高等官七等八級俸下賜命廣島刑務所勤務 古川區裁判所 書記 盛山 元吉
任典獄叙高等官七等八級俸下賜命宮城刑務所勤務 靜岡地方裁判所 檢事 局書記 芝山 永利
任典獄叙高等官七等八級俸下賜命名古屋刑務所勤務 靜岡地方裁判所 檢事 局書記 淺野 金治
任典獄叙高等官七等八級俸下賜命静岡刑務所勤務 岐阜供託局書記 上田 越太郎
任典獄叙高等官七等八級俸下賜命岐阜刑務所勤務 同 同

任

網走地方裁判所 山内龜雄
任典獄叙高等官七等八級俸下賜命網走刑務所勤務

看守長 土井藤吉 (高松)
任典獄叙高等官八等十級俸下賜命高松刑務所勤務

弘前區裁判所 二葉久滿男
任典獄補叙高等官七等七級俸下賜命青森刑務所勤務

土浦區裁判所 山崎隆準

任典獄補叙高等官七等八級俸下賜命水戸刑務所勤務

看守 田代多七 (長崎)
任看守長給九級俸命長崎刑務所勤務

同 前田孫次郎 (滋賀)
任看守長給月俸五七圓命大阪刑務所勤務

同 大西小一 (廣島)
任看守長給月俸五三圓命尾道刑務支所勤務

同 同林弘道
看守長今津 充馬 同末屈與三郎 同福島磯太郎
同柴田吉藏 同柳田英之輔 同三島茂三郎 同石川平次郎
同平石勝治郎 同水野龜次郎 同渡邊元次郎 同蒲地弘
同高島留次郎

以上五給俸給與
補廣島刑務所長一級俸下賜 典 獸 石井光美 (岡山)

三級俸下賜 典 和田千松郎 (宮城)

六級俸下賜 保健技師 櫻田三六 (宮城)

四級俸下賜 教誨師 鎌田輝岳 (長崎)

四級俸下賜 同 國司廣勝 (岡山)

五級俸下賜 同 龍野善立 (和歌山)

七級俸下賜 同 熊谷最勝 (岩國)

任保健技師十級俸下賜命久留米刑務支所勤務 保健技師 榮田榮德 (久留米)

看守 藤吉 (滋賀)

任看守長給月俸五七圓命岐阜刑務所勤務 看守 萩原宗一 (三重)

任看守長給月俸五七圓命滋賀刑務所勤務 看守 野口峰造 (前橋)

任看守長給八級俸命宇都宮刑務所勤務 同 增山喜三郎 (宇都宮)

任看守長給月俸五七圓命前橋刑務所勤務 同 林仁次郎 (富山)

任看守長給八級俸命金澤刑務所勤務 同 熊野染次郎 (高松)

任看守長給月俸五七圓命岡山刑務所勤務 同 丸尾周一 (岡山)

任

任看守長給月俸五七圓命高松刑務所勤務 同 村田義格 (高知)

任看守長給八級俸命高松刑務所勤務 同 成瀬正太郎 (高松)

任看守長給八級俸命高知刑務所勤務 同 藤下伊一郎 (神戶)

同 東方政雄 (千葉)

任看守長給月俸五三圓命岡山刑務所勤務 同 內山茂八 (福岡)

同 實定昌太郎 (大阪)

任看守長給八級俸命神戶刑務所勤務 同 古屋盛安 (橫濱)

同 篠田利太郎 (岐阜)

任看守長給九級俸命名古屋刑務所勤務 同 稻垣正一 (山口)

同 原谷藏 (山口)

任看守長給月六十圓命岡山刑務所勤務 同 市原福馬 (高知)

任看守長給九級俸命德島刑務所勤務

富永興一 (宮崎)

上島善助 (鹿児島)

酒井源次郎 (滋賀)

水ノ村兵太郎 (滋賀)

野際 麓 (和歌山)

丹野林之丞 (宮城)

石田藤次 (神戶)

田口房治 (神戶)

中川定信 (金澤)

宮崎 德安 (岡山)

同 同鈴木富雄

同 同八重木繁

同 同高橋宗次郎

同 同岡本要治

同 同同吉岡達男

叙任

同羽柴魂之助 同紺野 猛 同竹下 春吉 同渡部金之助
 同清 武園 同齋藤恒之助 同森本武次郎 同林 徳治
 同佐伯 茂吉 同盛山 之元 同光山 永利 同淺野 金治
 同上田越太郎 同山内 龜雄 同土井 藤吉
 典獄補渡邊次郎 同室井安太郎 同二葉久滿男 同山崎隆準
 保健技師櫻田三六 同林 俊藏 同鈴木 逞 同千葉準三郎
 同國府田吏太郎 同宮井 誠二
 教諭師鎌田 露岳 同佃 離見 同國司 廣勝 同龍野善立
 同熊谷 最勝 同高階 海量 同谷 廣剛
 司法屬 瀨藤 義三
 以上依願免本官

任典獄叙高等官三等一級俸下賜命水戸刑務所勤務
 任典獄叙高等官四等四級俸下賜補廣島刑務所長
 任典獄叙高等官四等三級俸下賜補浦和刑務所長
 任典獄叙高等官五等四級俸下賜補前橋刑務所長
 任典獄叙高等官六等六級俸下賜補高知刑務所長
 任典獄叙高等官六等七級俸下賜補盛岡刑務所長兼盛岡少年
 任典獄叙高等官六等七級俸下賜補盛岡刑務所長兼盛岡少年

刑務所長
 任典獄叙高等官六等七級俸下賜補高松刑務所長
 任典獄叙高等官六等七級俸下賜補十勝刑務所長
 任典獄叙高等官六等七級俸下賜補旭川刑務所長
 任典獄叙高等官七等七級俸下賜命熊本刑務所勤務
 任典獄補叙高等官七等七級俸下賜命網走刑務所勤務
 任典獄補叙高等官七等八級俸下賜命豊多摩刑務所勤務
 二級俸下賜補大阪刑務所長
 補滋賀刑務所長
 補京都刑務所長
 補市谷刑務所長
 補三池刑務所長
 補岡山刑務所長
 補廣島刑務所長
 補宮城刑務所長心得
 補神戸刑務所長

赤城 一雄(京都)
 安東 福男(大阪)
 藤 居 虚(神戸)
 省守長 森 爲(吉熊木)
 渡邊 攝太郎(網走)
 安 松 實(豊多摩)
 典 獄 坪井 直彦(名古屋)
 莊田 經給(千葉)
 住江 敬義(高知)
 大野 敬枝(三重)
 田村 英吉(廣島)
 白井 勇松(山口)
 長谷川 喜一(山形)
 伊藤 孝之(十勝)
 松隈 房吉(岐阜)

訓令

補長崎刑務所長心得 同 松本 一次(浦和)
 四級俸下賜補靜岡刑務所長同 中村 時夫(札幌)
 四級俸下賜補山口刑務所長同 佐野 佳夫(和歌山)
 補奈良刑務所長 同 香川 又二郎(福島)
 補三重刑務所長 同 中村 基吉(大分)
 五級俸下賜補秋田刑務所長同 岡 合 哲(盛岡)
 補千葉刑務所長 同 岡部 常(滋賀)
 補岐阜刑務所長 同 岡 辰 造(旭川)
 補新潟刑務所長 同 富樫 源治(福井)
 補福井刑務所長心得 同 富樫 源治(福井)
 典獄補 福村 太三郎(松本支所)
 看守 青木 泰修(前橋)
 任看守長給月俸六十圓命福岡刑務所勤務
 同 中島 廣記(池)
 任保健技師十級俸下賜命十勝刑務所勤務
 布施 千代雄
 命復職補金澤刑務所長 休職典獄 河邊 滋然

司法省訓令第三號(大正十二年三月三十一日司法大臣)

明治三十六年四月司法省訓令第二號監獄ノ下註註小菅、市谷、栗鴨ノ六字ヲ削リ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 司法省 行刑局 第四二二號(大正十二年三月三十日) 行刑局長通牒
 小菅市谷豊多摩栗鴨ノ各刑務所長宛
 留置場巡視區域ニ關スル件依命通牒
 今般當省訓令第三號ヲ以テ明治三十六年四月當省訓令第二號中削除相成左記ノ通留置場巡視區域相定メ候條御了知相成度候
 追而本件ニ關シテハ當方ヨリ警視總監ニ通知致置候條爲念申添候

左 記
 一、小菅刑務所
 淺草區、本所區、深川區、南葛飾郡、南足立郡、
 一、市谷刑務所
 麴町區、神田區、日本橋區、京橋區、麻布區、赤坂區
 四谷區、牛込區、西多摩郡、南多摩郡、小笠原島、伊豆七島、
 一、豊多摩刑務所
 芝區、荏原郡、豊多摩郡、北多摩郡、
 一、栗鴨刑務所
 小石川區、本郷區、下谷區、北豊島郡、

大正十二年三月三十一日

行 刑 局 長

警視總監監通知

留置場巡視區域相定ノ件

一今般東京府下ニ於ケル留置場巡視區域ヲ相定メ別紙ノ通關
係刑務所長へ及依命通關置候條御了知相成度候

勅令第四百四十九號 (大正十二年四月五日)

監獄官制中左ノ通り改正ス

第三條中「四百六十九人」ヲ「四百五十九人」ニ改ム

附 則

本會ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參 照

大正十一年十月十四日公布勅令第四百三十四號監獄
官制抄錄

第三條中四百六十九人ハ專任看守長ノ定員ナリ

司法大臣官房保護課長通關
房保護課

刑 務 所 長 殿

被救護者割引證用紙請求ノ場合添付
スヘキ圖書ニ關スル件通關

大正十一年四月十四日監甲第四五五號被保護者及附添人ニ對シ旅
客運賃割引ニ關スル件通關ニ基キ被救護者割引證用紙請求ノ場
合ハ別紙様式ニ依リ圖書ヲ作成シ添付相成度候

(別紙一、二、三表略)

司法省行丙第五六二號(大正十二年四月十二日) 司法省行刑局長
宇都宮刑務所長大野四郎五郎殿

歸住旅費支給之件回答

四月七日字發第一一三號ヲ以テ標記之件何出ノ總了承右支給額ニ
就テハ貴見ノ通取計之レガ支給ニ關シテハ釋放當日小切手ヲ發行
相成可然ト思料致候

字發第一一三號

大正十二年四月七日

宇都宮刑務所長大野四郎五郎

司法省行刑局長山岡萬之助殿

移監者歸住旅費支給ニ關シ何

行刑ノ便宜ニヨリ移監シタルカ爲メ歸住旅費ノ増加ヲ要スルニ至
リタルトキハ本人ノ作業賞與金ヲ以テ支持スルト否トニ拘ハラス
總テ給與スルノ總旨ナリト客年十一月滋賀刑務所長ニ對シ御回示
相成候旨昨年十二月發行ノ刑政ニテ拜承候處右旅費ノ算出ニ付テ
ハ汽車賃食費宿泊料等一定ノ額ヲ規定シタルモノ無之ヲ以テ刑務
所長限リ適當ト認メタル額ヲ支給シ差支無之候哉尙右旅費ハ釋放
當日給與スヘギハ當然ニ可有之候ヘ共休日ニ該當スルトギハ其前
日ニ於テ給與シ差支無之哉目下差迫リタル件有之候ニ付至急何分
ノ御垂示相煩ハシ度

報 告

第三回保護事業

講演會

東京各宗派聯合保護
研究會主催

去る紀元節の佳辰に當りて皇室より
釋放者保護事業御獎勵の御思召により
全國の優良なる保護會や百四十六箇所
に對して金四萬圓の御下賜の光榮に浴
し斯業に従事せる者は深く恐懼感激し
てゐる次第であるが、在東京の保護團
より成る各宗聯合保護事業研究會が主
催となりて去る四月三日東京神田中央
佛教會館に於て紀念會大講演會を開い
た。當日は朝來降雨ありしが幸ひにも
午後より晴れ聽衆は満堂に滿ちた。司
會者として武田慧宏氏が開會を宣して

所感を述べ左の講師の講演あり。斯業
宣傳の目的を達し盛會裡に閉會した。
因に木村氏の講演は午後十時半を過ぎ
最後の前田氏は時間不足の爲め講演開
催に對し市の助役として一言感謝の意
を表する旨を述べて講演に代へられ雄
辯を聴くことを得ざりしは遺憾の次第
である。

受刑者の復権 帝大助 小野精一郎君
人格の尊重 文學博士 椎尾辯匡君
司法制度と保護事業 司法省調 木村尚達君
査課長 前田多門君
東京市助役

東京教誨師研究會

記事

東京教誨師研究會の例會は、本月十
七日の刑務協會茶話會の閉會後夕方よ
り、築地本願寺別院に於て開かれた。
當日の參會者は

小菅刑務所 尾原靜乘 友好正法 高瀬法雲
巢鴨刑務所 武田慧宏 小笠原覺雄 加藤教榮
日野了曉
市谷刑務所 藤井惠照 藤原教圓
豊多摩刑務所 河野純孝 藤川慈學

第一、藤井氏の提案として、今後例
會は刑務協會茶話會の開かれし
、都度その日の夕方より必ず開く
こと、次回の研究問題を前會に
於て豫定すること、及び東京各
刑務所以外の教誨師も刑務協會
茶話會に出席せし人は、その希
望に依り發會せしむること、決
議す。

第二、武田氏の提案として、次回の

研究問題を左の如く豫定す。
 (問題) 受刑者看護用ミせる「人」に
 對する受刑者の感想を聴取し
 之を會場に報告する事、

第三、藤原氏の談として、犯罪を自
 白せし刑事被告人が辯護士の辯
 論を聞いて、その已に首服せし
 犯罪事實の口供を變更せし事。
 武田氏の談として、昨年十二月
 宮城控訴院管内刑務所次席教誨
 師の研究會開會中、宮城控訴院
 の公判を傍聴せし時、辯護士の
 被告人に對し特に同情厚き辯論
 が、被告人を感泣せしめた事。

藤川氏の談として、某強盜犯が
 未決在監中、犯罪を事實通り自
 自せしに、同房者より控訴して
 其事實の口供を幾分變更すれば
 刑が軽くなると言はれたるも、
 金がなくて控訴が出来なく已む

を得ず一審の裁判に服したること
 が遺憾であること愚痴をこぼす者
 があつたとの事。小笠原氏の談
 として、或る受刑者釋放せられ
 る時、自分は裁判官に事實の認
 定を誤られて處刑せられたるも
 裁判確定した上は不服の意は絶
 對に言ひ出さなかつたと陳情せ
 し事。武田氏の談として、或る
 受刑者が自分の研究したドロポ
 ー學を釋放後に社會に發表し、
 一般民衆へ盜難防衛の智識を與
 へ、以て社會奉仕の一端とした
 しと申出でありしとの事。河野
 氏の談として、今回新に規定せ
 られた釋放三ヶ月前より善良の
 者に對し、増食することの利害
 得失に就ての感想等。種々參考
 となるべき談話を交換せられた

第四、開會の準備及議事記録當番を

豫定することとし、一ヶ年を二分し抽
 籤の上左の通決定す。

- 大正十二年上半期 豊多摩 教誨師
 - 同 年下半年 市 谷 教誨師
 - 同 十三年上半期 巢 鴨 教誨師
 - 同 年下半年 小 菅 教誨師
- 次年以降も右順番を以て擔當する
 こととす。

(附記)、本研究會は、大正七年の春
 東京四監獄の教誨師が申合はせ教務に
 關する諸般の事項を研究する目的を以
 て、その第一回を同年二月廿三日淺草
 本願寺別院に開きしより、爾後刑務協
 會茶話會の開かる、度毎に築地淺草兩
 別院の何れかに於て開會し來りし處、
 昨年は他に差岡の事情ありて、開會度
 數を減ずるに至りしも、本年よりは其
 開會を勵行することとし、前記第一決
 議事項の如く決定せり。

陸軍、海軍の監獄名稱改正

本年三月初令第四十七號及同第四十
 八號を以て陸軍監獄、海軍監獄の官制
 改正學校の名稱左の通り改められ四月
 一日より施行さる。

- | | |
|----------|---------|
| 陸軍監獄の名稱 | 大阪衛戍刑務所 |
| 東京衛戍刑務所 | 旭川衛戍刑務所 |
| 小倉衛戍刑務所 | 臺北衛戍刑務所 |
| 朝鮮衛戍刑務所 | 仙臺衛戍刑務所 |
| 關東衛戍刑務所 | 廣島衛戍刑務所 |
| 名古屋衛戍刑務所 | 弘前衛戍刑務所 |
| 熊本衛戍刑務所 | 姫路衛戍刑務所 |
| 金澤衛戍刑務所 | 高田衛戍刑務所 |
| 普通守衛戍刑務所 | 豐橋衛戍刑務所 |
| 宇都宮衛戍刑務所 | 岡山衛戍刑務所 |
| 京都衛戍刑務所 | |
| 久留米衛戍刑務所 | |
| 海軍監獄の名稱 | |
| 橫須賀海軍刑務所 | 吳海軍刑務所 |
| 佐世保海軍刑務所 | |

茶話會

三月十七日(土曜日)午後二時より
 茶話會例會を開く、當日は地震學の大
 家として内外に尊敬深き理學博士大森
 房吉氏の「地震と噴火」に付ての講演
 あり、氏は其専門の見地より、或は年
 代的に或は歴史的に引證、該博、地震
 と噴火に付極めて通俗的に其原因、豫
 防、豫知に關し趣味ある講演を爲し午
 後四時半喝采裡に演了す、官界に整理
 の風吹き、何となく不安の折柄、地震
 と噴火に付、大森博士の講演を煩した
 る司會者はチト皮肉なりと、口善惡な
 き京童の噂とり〜なりとか、因に當
 日は各所に種々の支障ありしに拘はら
 ず、刑務所、本省は勿論裁判所等より
 の參會もあり頗る盛會なりし、尙博士
 の講演は其校了を待て掲載すべく當日
 の出席者は左の如し

- 鈴木養之助、双木文四郎、藤井藤蔵
- 飯島藤作、塚田齋之助、高橋大英、
- 菊田宣暢、齊藤清、吉永榮次郎、森
- 庄太郎、高安雄治郎、飯島淺藏、山
- 内末吉、吉岡利兵衛、山本直、山本
- 作藏、新井軍治郎、仁科正次、佐藤
- 勝彌、大岡純雅、本間勸吉、小笠原
- 覺雄、松岡彌一、河野純孝、前川角
- 衛、江澤貞之助、植草利三郎、一條
- 清、楠原亮照、飯村八百次郎、宮田
- 龜吉、鈴木秀吉、小倉長太郎、土屋
- 彌、富松聖治、楠敏一、久保井覺治、
- 大草東三郎、渡邊理一、青柳彌錄、
- 本良英龍、尾原靜榮、吉永榮次郎、
- 小林利吉、三枝富隆、子島寅藏、大
- 渡市太郎、倉澤健吾、日野了曉、津
- 久井作司、野尻一、加藤教榮、大澤
- 成次郎、藤川慈學、淺野一藏、中村
- 文武、雁部敬治、本吉伊太郎、和田
- 助治郎、相宗間一郎、羽田省二、町
- 田市藏、曾谷干枝、原源太郎、住釜
- 利治、森口幸之助、淺間徳三郎、戸

田喜太郎、里誠一、田中主税、齋藤守吉、中島利吉、小林豊治郎、坂井列、秋元永吉、輕部松太郎、保坂藤吉、關義夫、青柳勸次郎、木下弘、柏榮壽、和田岩雄、高瀬法雲、友好正法、山内嘉市、矢吹彌作、保坂吉造、澁谷才次、藤原教圓、藤谷與吉、藤井惠照、瀧淵孝雄、矢追秀作、武田繁宏、打田義芳、野口謹造、莊田經綸、大月義平二、有馬四郎助、正木亮、北島良吉、伊藤忠次郎、

○島村書記の退職

本會書記島村民之助氏は高齡其の職に堪えざるの故を以て今回辭任された氏は明治八年和歌山監獄書記兼看守長となり、後靜岡に轉じ、四十四年八月看守長の職を辭して、同月本會書記として又輔成會創立後は同會の書記を兼ね、専心兩會の會計事務に就き、在職十一年七ヶ月の久しきに渉る。其間一日の病氣其他の事故の爲め欠勤したるなく熱心會務に従事されしが今回退職

○本會主事並に書記増員

本會は斯業の進展を期せんが爲め必要なる施設は之を着々實現しつゝあり従て事務の繁忙は數年前の狀況に比すれば殆んど隔世の觀がある、之れが爲め優秀なる事務員の増員を必要とするに至つて、今回島田榮造氏を本會主事兼書記に迎へることとなり書記として兼事は専ら會計を掌り又輔成會主事並に書記を兼ねることとなつた、又渡邊惣一郎氏が新に書記として就職さるゝことになり、

○渡歐の途上にある藤井五一郎氏よりの消息

刑事學研究の爲め渡歐の途につかれ

た元判事藤井五一郎氏は目下御健在で航海をつゞけられてゐる今回正木亮氏に宛て左記の上海見聞記を寄せられた同氏に請ひ掲載す。

上海見聞記

大正十二年三月六日午後三時故國門司を出帆した箱根丸は波荒き玄海灘も無事に越えて三月八日午前九時半に目出度上海波止場に碇泊しました。私は船客中の有志十三人と共に上海市中及蘇州見物の爲め直に日本郵船會社の波止場に上陸致しました。

先づ佛蘭西租界に入りました。此區域内には所々に殊に四ツ角には必ず一人の印度人の巡查が六尺豐の偉大なる體軀をして銅像の如く立つて、右手に二尺餘の圓い白黒の横に縞のある棒を持つて交通を整理して居ります。其の平時に於ける忠實なること他の人種に其比を見ずとの事ですが、一朝事ある時は銅像の如く茫然として更に活動せずとの事です。佛蘭西租界の警察權は

極めて權威なく、重罪犯人と雖も一度此租界に入れば逮捕の危險を免がるゝこと頗る容易にして、従つて此の租界内には多くの重罪犯人居りて、仲々物騒な所との事です。例の不逞鮮人等の上海假政府も此の租界内に在りて日本の社會主義者等も居るとのことですが、今は假政府も其の勢頗る振はず、過ぐる獨立記念日の如きは只窓から旗が一つ出た丈だと聞きました。佛蘭西租界を過ぎ支那人町の中心に入り、恰度東京の淺草公園の堀を小さくした様な堀の中に湖心亭といふ一つの堂が建つて、此堂には橋を渡つて行けるのです。此の橋などには、今より數年前までは支那人の犯罪人等が首を鎖で繋がれて、其犯罪の内容刑罰等を揭示されて「さらされ」て居たが、今は其は其跡を見ず、只執念なる小供の乞食等が人の來るを待つて居るばかりです。支那人町にも同様に支那人の巡查が配置してありますが、其實質は印度人のそ

れと同様とのことです。

上海市街は要するに英人佛人米人等の勢力強大で、日本人は二萬人近く居ながら、勢力極めて微々一つの租界も有せないのです。支那人の如きは佛蘭西公園などには出入する事が禁じてある次第で、同じ東洋人として遺憾至極です。

同日午後五時十五分發の汽車で、蘇州に向ふべく上海北站(上海北停車場)に行きました。此の停車場の入口を這入つた左側に二つの大きな柱が掛けてあつた其の中に寫眞が入れてあるで、何んだらうと思つて近附いて見ましたら、支那人の犯罪人が首を鎖で繋がれたもの一人或は數人が其履歴書と共に撮られてある寫眞でありました。斯る寫眞が合計百枚も掲げてあります。其一例を示せば次の様です。

出入の支那人は左程注意して居る様はなく、私が寫して居たら澤山集つて口々に何か云つて居りました。何の爲

めに斯る揭示がされてあるかは想像に難くないところで揭示することは果して効果のあることであるか否やは種々の點で一考を要する事か否存じます。支那には斯る揭示は所々にあるこの事です。

汽車は三時間位の進行で蘇州に着し、日本人木田月子女史の經營にかゝる旅館精養軒に投じましたが、其の夜別紙切抜の如き新聞を見ましたから封入致して置きます。

翌日驢馬十四頭を連ねて蘇州を見物し、世に有名な寒山寺に詣ふで一月落烏啼霜滿天……の詩牌を見且寒山拾得の昔を忍び午後十時頃に歸船致しました。

尙を聞くとところによれば、上海では外人に支那人の取引に於て、支那人が其債務を履行せざる時には、外人は其國の警察に訴へ、警察は其支那人が債務を履行するまで警察に拘禁し、衣食の費は被拘禁者の負擔とするの強制方

法を用ひ居るとの事です。今の世の中に支那人はかゝる制裁を外人より受るかと思へば氣の毒の至りです、彼等を上せしめるのは我々日本人の責務の一つではありますまいか、以上は上海見聞記でも申しませうか。

御健康を祈る皆様によろしく、

大正十二年三月十一日臺灣海峽を香港に向ひつゝ航行中に
五一郎

松井書記官河邊典獄歸朝

松井書記官及び河邊典獄の兩氏は歐米の視察を終り四月六日正午太平洋丸にて横濱港着無事歸朝せられたり、吾人は兩氏の長途の旅行恙なかりしことを祝福し、其視察に依りて得られたる最新の資料に基き我が行刑界を改善せられんことを期待して止まず。

刑務職員教養の爲め映寫計劃

教化用活動寫眞映寫の爲め各刑務所へ巡回派遣し來りたるが更に進んで刑務職員の爲めに教養資料となるべき映寫を選択して巡回派遣時に之を携行せしめて豫定巡回の時間の許す限り映寫すべき計劃中である遠からず實現すべき筈。

刑務所職員共済組合規則制定

刑務所職員の共済組合規則を制定せん計劃を以て各刑務所に於て實施されつゝあつた此種の規約の材料の送付を受け調査を遂げたが各刑務所に於ける共済内容は極めて區々で其範圍狭少に過ぎ而も贈金率の如きも概ね僅少である。本會に於て新たに統一したる組合を組織し共済の範圍を擴張するに同時に贈金率をも増加し共済の趣旨を徹底せしむべく、範を現存の他の共済組合に採り、刑務所に於ける特殊事情等を參酌し今般左の通り職員共済組合規則を制定し、本年四月一日より判任官以下

下傭人までの職員全部が組合に加入し實施することとなつた、而して之れが爲め從來各刑務所に於ける共済的施設は廢止せられた譯である。之れに因て今後刑務所職員の幸福増進は多大である、因に本會計は一般刑務協會の會計とは別に收支計算を爲し整理を爲す、組合員の掛金は毎月月俸額の百分の壹である。

刑務所共済組合規則

第一章 總則

第一條 本組合ハ刑務所判任官以下ノ職員共済ノ目的ヲ以テ之ヲ組織ス
第二條 本組合ハ刑務所共済組合ト稱シ財團法人刑務協會其ノ事務ヲ執行ス

第二章 組合員

第三條 本組合ハ現ニ刑務所判任官以下ノ職ニ在ル者ヲ以テ組合員ト爲ス但シ俸給若ハ給料ノ支給ヲ受ケサル者又ハ臨時ニ傭入タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 組合員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ組合ヲ脱退ス

- 一、死亡シタルトキ
- 二、職ヲ免セラレ又ハ刑事裁判ニ因リ失職シタルトキ
- 三、休職トナリタルトキ
- 四、第三條ニ規定シタル組合員以外ノ職ニ轉シタルトキ
- 第五條 組合員及組合員タリシ者ハ本則ノ規定ニ依リ共済金ノ交付並金額ノ貸與ヲ受クルノ外組合ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第三章 掛金

第六條 組合員ハ掛金トシテ毎月俸給若ハ給料月額ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ俸給若ハ給料受領ノ時支拂フモノトス但シ年度末若ハ年末賞與金受領ノ時掛金數箇月分ヲ前納スルコトヲ得
日給ヲ受クル者ニ在リテハ給料日額ノ三十日分ヲ以テ前項ノ俸給月額トス

第七條 俸給若ハ給料月額ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ翌月ヨリ掛金額ヲ改定ス但シ前條第一項但書ノ規定ニ依リ掛金ノ前納ヲ爲シタル者ニ付テハ前納ノ期間内掛金額ヲ改定セス

第四章 共済

第八條 共済ノ種類左ノ如シ
一、共済金ノ交付
二、金額ノ貸與
第九條 共済金ハ左ノ七種トス
一、殉職共済金
二、癩疾共済金
三、疾病共済金
四、死亡共済金
五、醫療共済金
六、罹災共済金
七、脫退共済金

第十條 共済金交付ノ事由併發シタルトキハ當該各種ノ共済金ハ併セテ之ヲ交付ス
第十一條 共済金計算上圓位未滿ノ端數五拾錢ヲ超ユルトキハ之ヲ圓位ニ

滿タシメ五拾錢ニ滿タザルトキハ之ヲ除棄ス

第十二條 殉職共済金ハ組合員職務上傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ死亡シタルトキ俸給若ハ給料月額六月分以下二年分以下ニ相當スル金額ヲ交付ス

第十三條 癩疾共済金ハ組合員職務上傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ俸給若ハ給料月額三月分ニ相當スル金額ヲ交付ス
一、自用ヲ辨シ得サル程度ノ重症ニシテ治癒ノ見込ナク退職シタルトキ
二、一眼以上ヲ盲シ若ハ一肢以上ノ用ヲ失ヒ又ハ之ニ準スヘキ者ニシテ終身職務ニ堪ヘズ退職シタルトキ
三、身體ヲ毀損シ健康舊ニ復セス退職シタルトキ

第十四條 疾病共済金ハ組合員職務上傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ引續キ十

五日以上缺勤療養ヲ爲シ服務シタル
場合ニ於テ俸給若ハ給料月額二分ノ
一以上二月分以下ニ相當スル金額ヲ
交付ス

第十五條 死亡共濟金ハ左ノ區別ニ依
リ之ヲ交付ス

一、組合員職務外ニ於テ傷痍ヲ受ケ
若ハ疾病ニ罹リ死亡シタルトキ
ハ俸給若ハ給料三月分以下ニ相
當スル金額

二、組合員ノ配偶者死亡シタルトキ
又ハ組合員ト同一ノ家ニ在リ組
合員ニ於テ現ニ扶養スル祖父母
父母、若ハ子死亡シタルトキハ
俸給若ハ給料月額ノ四分ノ一以
下ニ相當スル金額但シ死亡シタ
ル子ノ年齢七歳ニ滿タサルトキ
ハ其ノ半額トス

第十六條 醫療共濟金ハ組合員ト爲リ
タル後一年ヲ經過シタル者職務外ニ
於テ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ療養
ノ爲引續キ三十日以上勤務スルコト

第二十五條 共濟金交付ノ事由發生シ
タル場合ニ於テハ組合員又ハ其ノ戸
主家族若ハ代理人ヨリ直ニ其ノ旨ヲ
所屬地方部長ニ申告スヘシ

第二十六條 共濟金交付ノ事由發生シ
タル場合ニ於テ組合員又ハ其ノ戸主
家族若ハ代理人ハ地方部長ノ命シタ
ル醫師其ノ他ノ者ノ診察若ハ臨檢ヲ
拒ムコトヲ得ス

第二十七條 組合員死亡シタル場合ニ
於テ共濟金ヲ受領スヘキ者及其ノ順
位左ノ如シ但シ組合員カ死亡前特別
ノ意思ヲ表示シタルトキハ之ニ依ル
コトアルヘシ

一、配偶者
二、直系尊屬
三、直系尊屬
四、戸主
五、兄弟姉妹

前項第二號及第五號ニ該當スル者數
人アルトキ其ノ順位ニ付テハ民法第
九百七十條ノ規定ニ依リ之ヲ定メ第

能ハサルトキ俸給若ハ給料月額四分
ノ以上一月分以下ニ相當スル金額ヲ
交付ス但シ同一組合員ニ對シ本條ニ
依リ更ニ共濟金ノ交付ヲ爲スヘキ場
合ニ於テハ先ニ交付シタル日ヨリ一
年内ニ在リテハ前後併セテ俸給若ハ
給料月額一月半分ヲ超ユルコトヲ得
ス

第十七條 罹災共濟金ハ組合員非常災
害ニ罹リタルトキ俸給若ハ給料月額
二月分以下ニ相當スル金額ヲ交付ス

第十八條 脱退共濟金ハ組合員ト爲リ
タル後一年ヲ經過シタル者組合ヲ脱
退シタルトキ左ノ區別ニ依リ之ヲ交
付ス

一、引續キ組合員タリシコト五年未
滿ノ者ニハ掛金總額ノ十分ノ四
上十年未滿ノ者ニハ掛金總額ノ
十分ノ六
三、引續キ組合員タリシコト十年以
上ノ者ニハ掛金總額ノ十分ノ八

三號ニ該當スル者數人アルトキ其ノ
順位ニ付テハ民法第九百八十四條ノ
規定ニ依リ之ヲ定ム

第一項第二號第三號及第五號ニ該當
スル者ハ組合員死亡前ヨリ引續キ其
ノ家ニ在ルコトヲ要ス但シ組合員ノ
死亡後出生シタル嫡出子ニ付テハ此
ノ限ニ在ラス

第二十八條 前條ノ規定ニ依リ共濟金
ヲ受領スル者ナキトキ又ハ不明ナル
トキハ組合員受領者ヲ指定シ共濟金
ノ全部又ハ一部ヲ交付スルコトヲ得

第二十九條 第十二條乃至第十七條ノ
規定ニ依リ共濟金ハ其ノ發生原因組
合員ノ故意又ハ重大ナル過失若ハ不
攝生不品行等ニ基クモノナルトキハ
之ヲ交付セズ

第三十條 第十八條ノ規定ニ依ル共濟
金ハ組合員懲戒處分ニ因リ若ハ之ニ
準スヘキ事由ニ依リ其ノ職ヲ免セラ
レ又ハ刑事裁判ニ因リ失職シタルト
キハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第十九條 第十二條乃至第十七條ノ規
定ニ依ル共濟金ハ交付ノ事由發生ノ
時ニ於ケル掛金ノ標準ト爲レル俸給
若ハ給料月額ニ依リ之ヲ算定ス

第二十條 共濟金交付ノ際未拂ノ掛金
アルトキハ交付金額ヨリ之ヲ減額ス

第二十一條 組合員災厄ニ罹リ又ハ生
活上已ムヲ得サル必要アリ場合ニ於
テハ俸給若ハ給料月額一月分又ハ掛
金總額ノ十分ノ四以内ノ金額ヲ貸與
スルコトヲ得

第二十二條 前條ニ依リ貸與シタル金
額ニ對シテハ年七朱ノ利子ヲ附シ一
年以内ニ月賦ニテ返還セシム但シ組
合員脱退シタルトキハ期限ニ拘ラス
一時ニ返還セシム

第二十三條 組合員ニ貸與シタル金額
ノ月賦額ハ毎月俸給若ハ給料受領ノ
時返還セシム

第二十四條 組合員脱退シタル場合ニ
於テ返還未済ノ貸與金額アルトキハ
交付スヘキ共濟金額ヨリ之ヲ減額ス

第三十一條 組合員又ハ其ノ戸主家族若
ハ代理人第二十六條ノ規定ニ違背シ
タルトキ又ハ共濟金交付ノ事由發生
ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ共
濟金ヲ請求スルコトヲ得ス

第三十二條 故意ニ組合員又ハ共濟金
受領ノ先順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又
ハ死ニ致サントシタル爲メ訴追セラ
レタル者ニ對シテハ其ノ裁判確定ニ
至ル迄共濟金ノ交付ヲ停止シ有罪ノ
判決確定シタルトキハ之ヲ交付セズ

第三十三條 前數條ノ規定ニ依リ共濟
金ノ交付及金額ノ貸與ヲ爲スノ外組
合員轉勤ヲ命セラレタルトキハ左ノ
區別ニ從ヒ贈與ヲ爲ス

一、同一刑務所ニ勤務スルコト五年
未滿ニシテ管内刑務所ニ轉勤ス
ルトキハ俸給若ハ給料月額ノ百
分ノ八管外刑務所ニ轉勤スルト
キハ百分ノ二十二ニ相當スル金額
ニ、同一刑務所ニ勤務スルコト五年
以上ニシテ管内刑務所ニ轉勤ス

ルトキハ俸給若ハ給料月額ノ百分ノ十三管外刑務所ニ轉動スルトキハ百分ノ三十二相當スル金額

任ス

第三十七條 審査會ノ決議ハ委員半数以上出席シ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可非同數ナルトキハ議長ノ決

前項ノ贈與金ノ計算ニ付テハ第八十一條ノ規定ヲ準用ス

スル所ニ依ル

第三十四條 地方部長ニ於テ決定シタル共濟金ヲ受ケタル者若ハ共濟金ヲ交付セザル旨通知ヲ受ケタル者其ノ決定ニ對シ異議アルトキハ共濟金若ハ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ決定ヲ爲シタル地方部長ヲ經テ財團法人刑務協會會長ニ其ノ審査ヲ請

第三十八條 第三十五條ノ規定ニ依ル財團法人刑務協會會長ノ決定ハ組合ヲ編束ス

第六章 會計

第三十九條 組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十條 組合ノ財産ハ財團法人刑務協會ニ於テ之ヲ管理ス

第三十五條 財團法人刑務協會會長前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ審査會ヲ開キ其ノ決議ニ依リ決定ヲ爲シ地方部長ヲ經テ審査請求者ニ之ヲ通知ス

第四十一條 組合ノ成員タルヘキ職ニ在リ且其ノ就職ノ日ヨリ一年ヲ經過シタル者ニ之ヲ交付スルコトヲ得

第三十六條 審査會ハ議長一名委員若ク名ヲ以テ之ヲ組織ス議長及委員ハ財團法人刑務協會理事中ヨリ之ヲ選

本則ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一、殉職共濟金ニ付テハ死亡診斷書若ハ刑務所官吏ノ現認書及正當請求者タルコトヲ證明スルニ足ル戸籍謄本若ハ戸籍抄本

ハ俸給給料組合如入後ノ年數等ヲ參酌シ交付金額ノ決定ヲ爲スヘシ

二、癩疾共濟金ニ付テハ傷痕若ハ疾病ノ原因經過症狀ノ程度及豫後ヲ詳記シタル醫師ノ診斷書

第九條 地方部長ハ組合規則第二十八條ノ規定ニ依リ共濟金受領者ヲ指定セムトスルトキハ組合員ト受領者トノ關係ヲ詳悉シ財團法人刑務協會々長ノ承認ヲ受クヘシ

三、疾病共濟金醫療共濟金ニ付テハ醫師ノ診斷書

第十條 地方部長ハ第七條乃至第九條ノ規定ニ依リ共濟金ヲ交付スヘキモノト決定シタルトキハ第七號様式ノ共濟金交付書並金員ヲ請求者ニ交付シ共濟金ノ交付ヲ要セザルモノト決定シタルトキハ其旨請求者ニ通知ス

四、死亡共濟金ニ付テハ死亡ノ事實及正當請求者タルコトヲ證明スルニ足ルヘキ書類

第十一條 金額ノ貸與ヲ受ケムトスル者ハ第八號様式ノ願書ヲ地方部長ニ提出スヘシ

五、罹災共濟金ニ付テハ罹災ノ狀況並被害ノ程度ヲ記載シタル書類

第十二條 地方部長ハ前條ノ規定ニ依ル願書ヲ受理シタルトキハ金融ノ要否辨濟力等ヲ調査シ貸與金額ノ決定ヲ爲スヘシ

第七條 地方部長ハ殉職共濟金癩疾共濟金ノ請求書ヲ受理シタルトキハ第六號様式ノ報告書ヲ作成シ請求書ト共ニ財團法人刑務協會々長ニ送付ス

第十三條 地方部長ハ所屬組合員ニ轉勤ヲ命セラレタル者アルトキハ直ニ所定金額ノ交付ヲ爲スヘシ

第八條 地方部長ハ前條ニ定ムル以外ノ共濟金ノ請求書ヲ受理シタルトキ

第十四條 共濟金又ハ贈與金ヲ受領シタルトキハ第九號様式ノ受領書ヲ所管地方部長ニ提出スヘシ

第六號様式ノ報告書ヲ作成シ請求書ト共ニ財團法人刑務協會々長ニ送付ス

第十五條 共濟金並贈與金計算上組合加入年數又ハ勤續年數ヲ定ムルニ付テハ民法第百三十八條乃至第四百三十三條ノ規定ニ從フヘシ

第七號 地方部長ハ殉職共濟金癩疾共濟金ノ請求書ヲ受理シタルトキハ第六號様式ノ報告書ヲ作成シ請求書ト共ニ財團法人刑務協會々長ニ送付ス

第十六條 地方部長ハ所屬組合員ノ俸給若ハ給料又ハ年末若ハ年度末賞與金受領ノ時掛金ヲ徴收シ又ハ貸與金額ノ返還ヲ受クヘシ組合員其所屬ヲ轉シタルトキハ俸給若ハ給料支給

第八條 地方部長ハ前條ニ定ムル以外ノ共濟金ノ請求書ヲ受理シタルトキ

第十七條 掛金ハ之ヲ徴收スヘキ期間一箇月ニ滿タサルトキハ日割ヲ以テ計算ス但シ組合ニ加入ノ日又ハ脫退ノ日ハ之ヲ一日トシテ計算ス

刑務所共濟組合事務取扱規程

第一章 通則

第一條 地方部長ハ其所屬組合員毎ニ第一號様式ノ組合員原票ヲ備ヘ所定事項ヲ記入スヘシ組合員其ノ所屬ヲ轉シタルトキハ其ノ原票ハ之ヲ新所屬地方部長ニ轉送スルモノトス

第二條 組合員原票ハ組合員脫退後五年間保存スヘシ

第三條 地方部長ハ第二號様式ノ日記簿ヲ備ヘ書類ノ整理ヲ爲スヘシ

第四條 地方部長ハ第三號並第四號様式ノ報告書ヲ調製シ翌月二十日迄ニ財團法人刑務協會會長ニ送付スヘシ

第五條 財團法人刑務協會會長ハ每年度組合ノ事業成績及收支計算ヲ組合員ニ公表ス

第二章 共濟
第六條 共濟金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第五號様式ノ請求書ニ左ノ書類

第十八條 掛金並、貸與金額計算上錢位未滿ノ端數五厘ヲ超ユルトキハ錢位ニ滿タシメ五厘ニ滿タサルトキハ之ヲ除棄ス

第十九條 地方部長ハ掛金ヲ徵收シタルトキハ其ノ三分ノ二ヲ翌月二十日迄ニ財團法人刑務協會會長ニ送付シ其ノ三分ノ一ハ共濟金ノ交付並金額貸與ノ資ニ充ツル爲準備金トシテ之ヲ管理スヘシ

第二十條 地方部長ハ前條ノ規定ニ依ル準備金ニ不足ヲ生スル虞アルトキ

ハ財團法人刑務協會會長ニ回金ノ請求ヲ爲スヘシ

第二十一條 地方部長ハ組合員所屬ヲ轉シタルトキ返還未済ノ貸與金額アルトキハ其ノ證書ヲ新所屬組合地方部長ニ引續クヘシ

第二十二條 地方部長ハ特別ノ事情アリト認ムルトキハ共濟金ノ概算前渡ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 地方部長ハ收入又ハ支拂ヲ了シタルトキハ證書ニ番號及月年日ヲ記入スヘシ

前項ノ證書ハ翌月二十日迄ニ財團

法人刑務協會ニ送付スヘシ

第二十四條 地方部長ハ貸與金額ニシテ返還不能ニ至リタルモノアルトキハ金額貸與證書ニ其事由ヲ附記シ前條ノ證書ト共ニ財團法人刑務協會ニ送付スヘシ

第二十五條 地方部長ハ組合ニ關スル書類ハ事件終了後三年間保存スヘシ

第二十六條 地方部長ハ第十號様式ノ明細簿ヲ備ヘ整理ヲ爲スヘシ

附則
本規程ハ六正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス(様式略)



○本會會則改正

本會々則は數年前ノ制定に係リ會員に對する慰藉、表彰並に贈與金率の如きは今日ノ時代に順應せざるのみならず、會務ノ發展に連れ會則ノ改正を必要とせる所より今般ノ改正を見るに至れり、而して新に定められたる會則は左の如し、因に會費は從前ノ通り百分の五を支部に留置し殘部を本部に送金すべき内規である、

刑務協會々則

第一條 本會ノ事務ヲ處理スル爲メ本部及支部ヲ置ク本部ハ本會ノ事務所ニ之ヲ置キ支部ハ各刑務本所ノ所在地ニ之ヲ置ク

第二條 本部ニ主事、書記、囑託、若干名ヲ置ク

主事ハ總裁之ヲ指名シ會長若ハ理事ノ命ヲ受ケ會務ヲ處理ス
書記ハ會長之ヲ指名シ理事若ハ主事ノ命ヲ受ケ庶務ヲ處理ス

囑託ハ會長之ヲ指名シ刑務ニ關スル事項ノ調査等ヲ爲ス

第三條 各支部ニ支部長一名、書記若干名ヲ置ク

支部長ニハ刑務所ノ長ヲ推薦シテ之ニ充ツ會長ノ命ヲ受ケ支部ニ於ケル會務ヲ處理ス

支部書記ハ支部長之ヲ指名シ支部長ノ命ヲ受ケ會務ヲ補助ス

第四條 本會ノ會員ハ名譽會員、贊助會員維持會員及通常會員ノ四種トス

名譽會員ハ學識名望アル者又ハ本會事業ニ功勞アル者ノ内ヨリ總裁之ヲ推薦ス

贊助會員ハ本會ノ趣旨ヲ賛シ金百圓以上ヲ贈出シタル者ニ付キ會長之ヲ推薦ス

司法事務ニ關係ヲ有セサル者維持會員又ハ通常會員ト爲ルニハ會員ノ紹介ヲ要ス

第五條 入會及退會申出ハ本部又ハ支部ノ長ニ宛テ之ヲ爲スヘキモノトス

支部長ハ毎月會員ノ異動ヲ本部ニ報告スヘシ

第六條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ汚損スヘキ行爲アルトキ又ハ會員タル義務ヲ履行セサルトキハ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名ス

第七條 維持會員ハ毎月會費六拾錢以上又ハ一時金參拾圓以上ヲ納メ通常會員ハ毎月會費貳拾錢以上ヲ納ムヘキモノトス

第八條 寄附行爲第五條第九號第十號ニ該當スル者ニ贈與スル金員ハ左ノ區別ニ從ヒ本人若ハ其ノ遺族ニ交付ス

一、職務ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ死亡シタル者
金參百圓以上千圓以下

二、職務ニ因リ重大ナル傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者
金參拾圓以上五百圓以下

三、在職十年以上ニシテ死亡シタル者

會 報

金貳拾圓以上百圓以下

四、在職三年以上ニテ死亡シタル者

金拾圓以上五拾圓以下

五、在職十年以上ニシテ退職シタル者

者

金五圓以上貳拾圓以下

不慮ノ災厄ニ罹リタル者ニハ職務ニ

係ラサルトキト雖モ金品ヲ贈與スル

コトヲ得

刑務職員ニ非サル會員ニ付テハ理事

會ノ決議ヲ經テ前二項ノ規定ヲ準用

ス

第九條 寄附行爲第五條第十一號第十

二號ノ慰藉表彰及獎勵方法ニ付テハ

理事會ニ於テ之ヲ決ス

謹 告

本月六日午後四時發火シ屋根竅六、

七坪燒燬シテ同三十分鐘火致シ翌日

ヨリ從前ノ通り事務開始致シ候右ニ

付早速御見舞ヲ忝ウシ洵ニ難有御蔭

ヲ以テ被害モ割合ニ少ク直チニ復舊

工事ニ取掛リ候間二ヶ月以内ニハ原

狀ニ復シ申スヘク茲ニ乍略儀誌上ヲ

以テ御禮申上候 敬具

追テ本廣告ヲ以テ乍略儀公私一切

ノ御挨拶ニ代ヘ候間右ニ御了承願

上候且火災當時御手傳ヲ忝ウセル

各位ニ對シテモ特ニ此誌上ニ於テ

深謝仕候

刑務協會
輔成會

刑 務 協 會 役 員

總 裁 司法大臣 岡野敬次郎

副總裁 司法次官 山内確三郎

兼會 理事 司法省行刑局長 山岡萬之助

副會長 司法省保護課長 宮城長五郎

兼理 理事 司法書記官 松井和義

同 同 同 辻 敬 助

同 同 同 有馬 四郎 助

同 同 同 寺崎 勝 治

同 同 同 大月 義平 二

同 同 同 北 島 良 吉

主 事 休職典獄補 伊藤忠次郎

定價表	料告廣	定規文注
一 冊(稅共) 金貳拾錢	五號活字半段 一行 金壹	●御注文はすべて前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて 振込のこと、但なるべく振替を利用せられたし 口座は東京五〇五九番刑務協會とする、こと 御注文の券は必ず送附先明記のこと、従つて轉居 の際には舊住所を御届下されたし。
六 冊(稅共) 金壹圓貳拾錢	一 等 一頁 金五拾	
十二 冊(稅共) 金貳圓四拾錢	二 等 一頁 金四拾	
	通 一頁 金拾	

明治三十二年二月廿六日第三種郵便物認可
大正三十二年四月十九日印 刷 納 本
大正三十二年四月二十日發 行

發行所 東京市牛込區市ヶ谷宮久町六〇番地
編輯人 北 島 良 吉
印刷所 東京市四谷區左門町七十二番地
印刷所 東京市神田區三崎町三丁目一番地
發行所 株式會社共榮會
東京市麹町區四日比谷町一番地
電話銀座二三四四、三八二五番
發行所 刑務協會
東京市四谷區左門町七十二番地
賣捌所 東京 書 院

内務省囑託 生江孝之著

社會事業綱要

菊判布製本箱入
紙數五百十二頁
定價金四圓
内地送料拾八錢

最新刊

近代人の新しい自己はあらゆる方面に自己躍進の途を開いた。徹底した自己意識、それを以て一切を解釋しやうとする。これは又當然の結果として眼前に横はれる多数の自己——民衆——社會問題、社會政策、社會事業に向つて何等かの知識の欲求を得るに居られぬ。近來社會問題、社會政策、社會事業に對する知識の欲求の特に熾なるは其故である。而して是等の問題に關する文獻の甚だ乏しき我國に於て、今や此種の權威である。内務省にありて生れ來つた著者は實に我邦に於ける社會事業の權威である。内務省にありて生れ來つた著者は實に我邦に於ける社會事業家のみと云はす之をあらゆる方面の人々には薦めたい。

東洋大學
教授 勝水淳行著

犯罪社會學

菊判
金貳圓五拾錢

法學士 郷津茂樹著

不良少年になるまで

四六判
定價金貳圓

好評
噴々

東仲 京樂 神樂 田町 巖松堂書店 (振六 替五 東五 京六)